

平成29年度版

農業施策利用 ガイドブック



鳥取県農林水産部

農業関係支援施策の活用ガイドブック 目次

| 大項目 | 支援項目 | | 国庫・単県の別 | 事業名 | 主な対象者 | | | | 事業の概要等 | 担当部所・電話番号 | ページ |
|----------------------|-----------|-----------------|--------------------------|-------------------------------------|-------------|-------------------|---------|---|--|--------------------------------------|-----|
| | 中項目 | 小項目 | | | 認定農業者(法人含む) | 認定農業者以外(任意組織・JA等) | 農業関係団体等 | 市町村 | | | |
| 新規就農 | 体験・研修 | 研修したい | 県 | 鳥取へJU! アグリスタート研修支援事業 | ○ | | | | (公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が県内での自営就農を希望する者を研修生として雇用した場合、研修経費を最大2年間助成。 | 経営支援課 0857(26)7261 | 1 |
| | | | 県 | 市町村農業公社等就農研修支援事業 | ○ | | | | 事業実施主体が農業研修生を雇用し行う新規就農者育成のための実践研修に係る経費を支援。 | 経営支援課 0857(26)7261 | 2 |
| | | | 県 | 就農研修交付金事業 | ○ | | | | 農業大学校で実施する「アグリチャレンジ研修」「先進農家実践研修」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方に交付金を支給。 | 経営支援課 0857(26)7261 | 3 |
| | | | 国・県 | 次世代を担う農業人材育成研修事業【アグリチャレンジ科】 | ○ | | | | 就農に役立つ農業の基礎知識と実践技能の習得を4か月間の研修(公共職業訓練)で支援。 | 農業大学校 0858(45)2411 | 4 |
| | | | 県 | 次世代を担う農業人材育成研修事業【先進農家実践研修】 | ○ | | | | 先進農家を研修先として、自営就農に必要な栽培管理、経営ノウハウの習得を12か月間の研修で支援。 | 農業大学校 0858(45)2411 | 6 |
| | | | 県 | スキルアップ研修 | ○ | | | | 農業の基礎知識と栽培品目の基本技術の習得を12か月間の研修(座学講義・実習)で支援。 | 農業大学校 0858(45)2411 | 8 |
| | 自営就農 | 機械・施設を取得したい | 県 | 新規就農者総合支援事業【就農条件整備事業】 | ○ | | | | 新規就農者が就農時に必要な機械、施設を整備する場合に助成。 | 経営支援課 0857(26)7261 | 10 |
| | | | 国 | 新規就農者総合支援事業【農業次世代人材投資事業(準備型)】 | ○ | | | | 新規就農希望者(45歳未満)が県の指定する研修機関でおおむね1年以上就農研修を受ける場合、最長2年間150万円/年の給付金を交付。 | 経営支援課 0857(26)7261 | 11 |
| | | 資金的に応援してほしい | 国 | 新規就農者総合支援事業【農業次世代人材投資事業(開始型)】 | ○ | | | | 新規就農者(45歳未満)に対して最長5年間150万円/年の給付金を交付。 | 経営支援課 0857(26)7261 | 12 |
| | | | 県 | 新規就農者総合支援事業【就農応援交付金】 | ○ | | | | 新規就農者の就農初期(最長3年間)の運転資金、基盤整備費及び生活費等に対する支援。 | 経営支援課 0857(26)7261 | 13 |
| | 後継者を育成したい | 県 | 新規就農者総合支援事業【親元就農促進支援交付金】 | ○ | ○ | | | 認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援 | 経営支援課 0857(26)7261 | 14 | |
| | 雇用 | 新規に従業員を雇用したい | 国・県 | 鳥取県版農の雇用支援事業【新規就業者早期育成支援事業】 | ○ | ○ | | | 農業法人等が新規雇用を行った場合、研修経費を最大3年間助成。 | 経営支援課 0857(26)7261 | 15 |
| | | | 県 | 鳥取県版農の雇用支援事業【県産農林水産物加工業者雇用支援事業】 | | | | ○ | 県産農林水産物を使って加工食品を製造する食品加工業者が新規雇用を行った場合、研修経費を1年間助成。 | 経営支援課 0857(26)7261 | 16 |
| | | 他産業と組み合わせて雇用したい | 県 | 鳥取県版農の雇用支援事業【農林水産コラボ研修支援事業】 | ○ | ○ | | | 農業法人等が新規雇用を行った場合であって、農業では通年雇用が困難な場合、他産業と連携して新規就業者のOJT研修等を行う事業に最大2年間助成。 | 経営支援課 0857(26)7261 | 17 |
| 担い手 | 経営発展 | プランを作って経営を拡大したい | 県 | みんなでやらいや農業支援事業【がんばる農家プラン事業】 | ○ | ○ | ○ | | 農業者等が作成した規模拡大、低コスト化等に係るプラン(営農計画)の達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。 | 農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7589 | 18 |
| | | 経営スキルを高めたい | 国・県 | 農業者経営力養成支援事業 | ○ | ○ | | ○ | 意欲的な農業者等の経営革新、発展、経営力の向上や6次産業化を推進する人材養成のための研修実施。 | 農業大学校 0858(45)2411 | 19 |
| | | 法人化を考えた | 国・県 | 農業法人設立・経営力向上支援事業 | ○ | ○ | | | 農業経営の安定・発展を目指す個別経営体や集落営農組織の法人化に係る取組を支援。 | 経営支援課 0857(26)7276 | 20 |
| | | 施設・機械等を整備したい | 国 | 経営体育成支援事業 | ○ | ○ | ○ | | 地域の中心経営体や農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者、農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う施設・機械等の整備に係る経費を助成。 | 経営支援課 0857(26)7258 | 21 |
| | 企業参入 | 機械・施設を取得したい | 県 | アグリビジネス企業参入総合支援事業【鳥取県企業等農業参入促進支援事業】 | ○ | ○ | | | 企業等が農業へ新規参入する場合、農業用機械・施設等を助成。 | 経営支援課 0857(26)7258 | 22 |
| | 農地集積 | 農地を集積したい | 国 | 機構集積協力金交付事業 | ○ | ○ | | | 農地中間管理機構に対し農地を貸付けた地域及び個人を支援することにより、担い手の農地集積・集約化を推進。 | 経営支援課 0857(26)7269 | 23 |
| | 女性の経営参画 | 自立、経営参画したい | 県 | 今こそ農林水産業に女性の力を！自主参画推進事業 | ○ | ○ | ○ | | 農林水産業へ従事する女性の経営参画を進めるため、女性農林水産業者の能力アップ、働きやすい環境づくり等の取組を支援。 | 農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7388 | 24 |
| 人・農地プランの中心経営体(個人農業者) | 機械を取得したい | 県 | 中山間地域を支える水田農業支援事業 | | ○ | | | 中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な機械導入等を支援 | 農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7589 | 25 | |

| 大項目 | 支援項目 | | 国庫・単県別の別 | 事業名 | 主な対象者 | | | | 事業の概要等 | 担当部所・電話番号 | ページ |
|-------|-----------|-------------------------|----------|--------------------------------------|--------------------------------------|-------------|-------------------|-----|--|--|----------------------------------|
| | 中項目 | 小項目 | | | 認定農業者(法人含む) | 認定農業者以外の農業者 | 農業関係団体等(任意組織・JA等) | 市町村 | | | |
| 水田営農 | 集落営農 | 機械・施設を取得したい | 県 | 集落営農体制強化支援事業 | | | | ○ | 小規模農家が共同で営農する集落営農に対して、組織化に向けた取組、機械施設の整備、経営の多角化などを支援。 | 経営支援課 0857(26)7258 | 26 |
| | 県産米振興 | 米の販路拡大を図りたい | 県 | 鳥取県産きぬむすめブランド化戦略推進事業(担い手農家等販売対策支援事業) | ○ | ○ | | | 意欲的な担い手農家等が行う主食用米の新規販路開拓・販路拡大などの取組や担い手農家等の所得向上、県産米の販売拡大を支援。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7283 | 27 |
| | 直接支払 | 直接支払 | 国 | 経営所得安定対策等 | ○ | ○ | ○ | | 販売農家や集落営農が販売目的で作物を栽培する場合、栽培品目、取組内容に応じて、交付金を交付。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7280 | 28 |
| 園芸等 | 園芸品目等の振興 | パイプハウスを導入したい | 国・県 | 鳥取型低コストハウスによる施設園芸等推進事業 | ○ | ○ | ○ | | 高収益な施設園芸品目等の生産振興を図るため、県が開発した鳥取型低コストハウスの導入を支援。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272 | 29 |
| | | 機械・生産資材を導入したい | 国 | 産地パワーアップ事業 | ○ | ○ | ○ | | 意欲のある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を総合的に支援。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272 | 30 |
| | | 低コストハウス(パイプハウス)をフル活用したい | 国 | がんばろう!園芸産地未来づくりパワーアップ事業 | ○ | ○ | ○ | | (国)産地パワーアップ事業を活用して、ハウスフル活用(すいか等の裏作推進)を一体的に推進し、鳥取型低コストハウス等で栽培する高収益品目の生産性を向上させるための取組を支援。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272 | 31 |
| | | 機械、特産物、新品種・新技術等の導入 | 県 | 園芸産地活力増進事業 | ○ | ○ | ○ | | 産地づくりや特産物の育成、大規模稲作農家からの園芸品目への転換、加工業務用野菜の供給体制等の整備に必要な経費の一部を助成。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272 | 32 |
| 果樹 | 果樹生産基盤の整備 | 新品種の植栽、高接ぎ、果樹園を整備したい | 県 | 鳥取梨生産振興事業(「新甘泉」「秋甘泉」特別対策事業) | ○ | ○ | ○ | ○ | JA、生産組織、認定農業者等が梨「新甘泉」「秋甘泉」「王秋」の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。生産組織を単位とした高接ぎの取組に奨励金を交付。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414 | 33 |
| | | | 県 | 鳥取柿ぶどう等生産振興事業(「輝太郎」特別対策事業) | ○ | ○ | ○ | ○ | JA、生産組織、認定農業者等が柿「輝太郎」の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。生産組織を単位とした高接ぎの取組に奨励金を交付。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414 | 35 |
| | | | 県 | 鳥取梨生産振興事業・鳥取柿ぶどう等生産振興事業(生産拡大事業) | ○ | ○ | ○ | ○ | JA、生産組織、認定農業者等が鳥取県内で育成された梨新品種や産地計画の振興品目・品種の植栽や果樹園整備を行う経費の一部を助成。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414 | 37 |
| | | | 県 | 鳥取梨生産振興事業(元気な鳥取梨産地復興・発展加速化事業) | ○ | ○ | ○ | ○ | 梨「ジョイント栽培」の取り組みを進めるため、専用大苗の育苗に試験的に取り組む場合や、育苗委託にかかる経費の一部を助成する。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414 | 39 |
| | | | 国 | 果樹経営支援対策事業、未収益期間支援事業 | ○ | ○ | | | 産地計画に掲げた担い手が同計画で定められた振興品目・品種への改植を行う経費の一部を助成し、その面積に応じて未収益期間の補てん金を交付。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414 | 40 |
| | | | 県 | 戦略的スーパー園芸団地整備事業 | | | ○ | ○ | | 新規就農者等の担い手の参入を促すため、JA等が主体となって果樹園等の整備を行う経費や、新規就農者が入植する場合の借地料、入植者の募集に係る経費の一部を助成。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414 |
| | | 県 | 機械を導入したい | 県 | 鳥取梨生産振興事業・鳥取柿ぶどう等生産振興事業(低コスト・体制強化事業) | ○ | ○ | ○ | | JA、生産組織、認定農業者等が共同利用組織やオペレーター体制を整備して、低コスト化や産地維持を図るのに必要な機械購入に係る経費の一部を助成。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414 |
| 野菜・花き | 価格補填 | 薬用作物等に取り組みたい | 県 | 薬用作物等生産振興対策事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | 生薬、機能的食品の原料となる薬用作物等について、新たな特産物育成、生産拡大及び産地育成等を支援。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282 | 44 |
| | | 芝を生産拡大したい | 県 | 鳥取県芝ブランド化生産振興事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | 鳥取県芝のブランド化、生産拡大及び販路開拓等を支援するとともに、県育成の「グリーンバードJ」を使用した小学校・幼稚園等の校庭・園庭の芝生化、芝カス適正処理方法の確立等の取組を支援。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272 | 45 |
| | | 価格下落時の影響を緩和したい | 国・県 | 指定野菜価格安定対策事業 | ○ | ○ | ○ | | 作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3以上ある指定野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。【基金】 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282 | 46 |
| | | 価格下落時の影響を緩和したい | 国・県 | 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業 | ○ | ○ | ○ | | 作付面積が一定以上で共同出荷量が総出荷量の2/3以上ある特定野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。【基金】 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282 | 47 |
| | | 価格下落時の影響を緩和したい | 県 | 鳥取県ブランド野菜価格安定対策事業 | | | | ○ | 作付面積が一定以上のブランド野菜について、市場における単価が基準単価を下回った場合、その額に応じて生産者に対し、補給金を交付。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7282 | 48 |
| 地域農業 | 農業活性化 | 話し合いにより農業を活性化したい | 県 | みんなでやらいや農業支援事業【がんばる地域プラン事業】 | ○ | ○ | ○ | ○ | 市町村やJA等が農業の生産拡大や担い手育成等に係るプランを作成し、また、その達成のために行う取組に対し、必要な経費の一部を助成。 | 農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7589 | 49 |

| 大項目 | 支援項目 | | 国庫・単県の別 | 事業名 | 主な対象者 | | | | | 事業の概要等 | 担当部所・電話番号 | ページ |
|-----|-----------|------------------------|------------------|--|------------------------------------|-------------|-------------------|-----|-------|--|---|-----|
| | 中項目 | 小項目 | | | 認定農業者(法人含む) | 認定農業者以外の農業者 | 農業関係団体等(任意組織・JA等) | 市町村 | 商工業者等 | | | |
| 畜産 | 全畜種 | 規模拡大のための施設・機械整備や家畜の導入 | 国 | 畜産クラスター施設整備事業(全畜種)～畜産・酪農収益力強化総合対策基金事業～ | ○ | ○ | | | | 畜産クラスター協議会が策定する畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心的な経営体が行う規模拡大のための施設・機械整備や家畜の導入を支援。 | 農業振興戦略監 畜産課 0857(26) 7291,7290 | 50 |
| | 酪農 | 生産性向上に取り組みたい | 県 | 畜産クラスター施設整備事業(酪農)～担い手施設整備対策事業～ | ○ | ○ | ○ | | | 生産性向上に取り組む酪農家の施設・機械整備等のうち、国事業では補助対象とならないものに対して助成。 | 農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7288 | 51 |
| | | 増頭したい | 県 | 乳用牛増頭支援事業～外部導入による増頭支援～ | ○ | ○ | ○ | | | 大山乳業農協が乳用牛の増頭を図る事業に対し支援。(1)育成牛購入補助、(2)育成牛購入資金貸付、(3)育成に係るリスク補助 | 農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7291 | 52 |
| | | 生乳を増産したい | 県 | 緊急生乳増産奨励事業 | | | ○ | | | 生産者の増産意欲を喚起するため、大山乳業農協が緊急的に行う生乳増産部分への生乳価格上乘せの取組に対し支援。 | 農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7291 | 53 |
| | | コントラクター組織を強化したい | 県 | コントラクター組織強化支援事業 | | | ○ | | | 広域コントラクター組織発足に係る経費に対し助成。 | 農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7291 | 54 |
| | | 全日本ホルスタイン共進会に出品したい | 県 | ホルスタイン全共総合対策事業 | | | ○ | | | 平成32年に宮崎県で開催される第15回全日本ホルスタイン共進会に向けた出品牛づくりに係る経費に対し助成。 | 農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7831 | 55 |
| | | 環境負荷を軽減したい | 国 | 飼料生産型酪農経営支援事業 | ○ | ○ | | | | 酪農家等が耕畜連携や放牧、無化学肥料又は無農薬栽培等の環境負荷軽減に配慮した取組を行う場合、取組面積に応じて奨励金を交付。 | 農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7291 | 56 |
| | 和牛 | 受精卵移植、放牧を活用、東京へ出荷してみたい | 県 | 鳥取和牛振興総合対策事業(受精卵活用・放牧・東京出荷支援) | ○ | ○ | ○ | | | 受精卵の移植への助成を行うとともに、和牛放牧のための機器整備に対し助成。また、鳥取和牛を首都圏へPRし、するために鳥取和牛を東京市場へ出荷するための輸送費等に対し助成。 | 農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7829 | 57 |
| | | 能力の高い牛を導入したい | 県 | 鳥取和牛振興総合対策事業(増頭・改良支援、肥育素牛緊急確保対策) | ○ | ○ | ○ | | | 和牛の生産拡大及び鳥取和牛オレイン55や高品質牛肉の増産を図るため、和牛繁殖雌牛や肥育素牛の導入・保留に係る経費に対し助成。また「白鵬85の3」「百合白清2」の肥育牛の枝肉価格が基準価格を下回った場合に差額の一部を助成。 | 農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7290 | 58 |
| | | 全国和牛能力共進会に出品したい | 県 | 第11回全共出品対策事業 | | | ○ | | | 平成29年に宮城県で開催される第11回全共に向けた出品牛づくりのための経費について助成。 | 農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7290 | 59 |
| | | 枝肉価格下落時の影響を緩和したい | 国・県 | 肉用牛肥育経営安定対策事業 | ○ | ○ | | | | 牛枝肉価格が著しく低下した場合、配合飼料価格安定基金へ継続加入している肉用牛肥育経営者(大企業は除く)に対し、補填金を交付。【基金】 | 農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7288 | 60 |
| | | 肉用子牛価格下落時の影響を緩和したい | 国・県 | 肉用子牛価格安定対策事業 | ○ | ○ | | | | 肉用子牛の平均売買価格(品種別・四半期別)が基準価格・合理化目標価格を下回った場合、その期間中に子牛を販売、又は自家保留していた生産者や法人(大企業は除く)に対し、補給金を交付。 | 農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7288 | 61 |
| | 地どり | 機械・施設を取得したい | 県 | 鳥取地どりブランド生産拡大支援事業 | ○ | ○ | | | | 鳥取地どり生産者又は生産を開始する者が生産に必要な飼養施設や排せつ物処理施設等を整備し、又は生産性を向上させるために機械を導入する場合、必要な経費の一部を助成。 | 農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7831 | 62 |
| | | 豚 | 枝肉価格下落時の影響を緩和したい | 国・県 | 養豚経営安定対策事業 | ○ | ○ | | | 豚枝肉平均価格が保証基準価格を下回った場合、配合飼料価格安定基金へ継続加入し、かつ耕畜連携等の取組に努める養豚経営者(大企業は除く)に対し、補填金を交付。【基金】 | 農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7288 | 63 |
| | | 衛生管理 | 農場認証制度を導入したい | 県 | 農場認証普及推進事業 | ○ | ○ | | | 農場HACCP又はJGAP導入のための技術支援と認定に係る手数料を助成。 | 農業振興戦略監 畜産課 0857(26)7287 | 64 |
| | 農林漁業者等の取組 | 農林漁業者等の取組 | 新商品を開発したい | 県 | 6次産業化商品の「売れる化」支援事業【マーケットイン型商品開発支援】 | ○ | ○ | ○ | ○ | 食品バイヤーと連携して取り組む県内食材を原料にした新商品開発に必要な経費の一部を助成。 | 食のみやこ 推進課 0857(26)7807 | 65 |
| | | 農林漁業者等の取組 | 販路開拓や機械・施設を取得したい | 県 | 初めての6次産業化バックアップ事業 | ○ | ○ | ○ | | 農林水産業者、農業法人、任意団体等が初めての6次産業化に取組む場合等に必要な経費の一部を助成。 | 食のみやこ 推進課 0857(26)7807 | 66 |

| 支援項目 | | | 国庫・単県の別 | 事業名 | 主な対象者 | | | | | 事業の概要等 | 担当部所・電話番号 | ページ |
|-----------|--------------|---------------------|------------------|-------------------------------|-------------|-------------|-------------------|-----|--|---|------------------------------|-----|
| 大項目 | 中項目 | 小項目 | | | 認定農業者（法人含む） | 認定農業者以外の農業者 | 農業関係団体等（任意組織・JA等） | 市町村 | 農業者等 | | | |
| 6次産業化 | 農家・加工グループの取組 | 食品加工に必要な機器を取得したい | 県 | もうかる6次化・農商工連携支援事業【スタートアップ型】 | ○ | ○ | ○ | | | 農林漁業者や県内加工グループ等が食品加工に必要な備品を購入する場合、必要な経費の一部を助成。 | 食のみやこ推進課 0857(26)7807 | 67 |
| | 農林漁業者等の取組 | 販路開拓や機械・施設を取得したい | 県 | もうかる6次化・農商工連携支援事業【6次産業型】 | ○ | ○ | ○ | | | 農林漁業者や農協等が6次産業化の取組を行う場合、必要な経費の一部を助成。 | 食のみやこ推進課 0857(26)7807 | 68 |
| | 農林漁業者等の取組 | 機械・施設を取得したい | 国 | 鳥取県6次産業化ネットワーク活動交付金【整備事業】 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 多様な事業者が参画するネットワークを構築して取り組む6次産業化事業の実施に必要な施設整備等に必要な経費の一部を助成。 | 食のみやこ推進課 0857(26)7807 | 69 |
| 加工 | 加工グループ等の取組 | 商品開発や販路開拓に取り組みたい | 県 | とっとりオリジナル加工品づくり支援事業 | ○ | | ○ | | | 県内の農産物加工グループ等が地元農林水産物を利用した新商品の開発・販売を行い、又は開発を目的として成功事例の視察研修等を行う場合、必要な経費の一部を助成。 | 食のみやこ推進課 0857(26)7836 | 70 |
| | 企業等 | 加工施設整備をした | 県 | 鳥取県フードビジネス拡大支援事業補助金 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 県産加工食品の輸出拡大を目的とした施設整備及び県内の食品産業におけるバリューチェーンの構築に資する加工施設整備に要する経費の一部を助成。 | 販路拡大・輸出促進課 0857(26)7963 | 71 |
| | 企業等 | 国際認証を取得したい | 県 | 鳥取県食の安全・安心プロジェクト推進事業補助金 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 県内事業所の認証取得や衛生管理対策等に必要な経費の一部を助成。 | 販路拡大・輸出促進課 0857(26)7963 | 72 |
| 他産業との連携 | 中間加工業者 | 中間加工技術をレベルアップしたい | 県 | 中間加工技術向上対策事業 | | | | | ○ | 県内中間加工業者が実需者ニーズに対応するため、中間加工技術に関する専門家を県内加工業者の現場に派遣し、実践的な助言指導を実施。 | 食のみやこ推進課 0857(26)7807 | 73 |
| | | 中間加工品を試作開発したい | 県 | 中間加工品開発支援事業 | | | | | ○ | 県内事業者と連携する中間加工業者（自ら最終製品として使用する場合を除く）の加工品試作開発に係る試作材料代等の経費を助成。 | 食のみやこ推進課 0857(26)7807 | 74 |
| | 農商工連携 | 機械・施設を取得したい | 県 | もうかる6次化・農商工連携支援事業【農商工連携型】 | | | | | ○ | 食品加工業者等が農林漁業者と連携して県内農水産物を原料とする食品加工等の取組を行う場合、必要な施設・機械整備の経費の一部を助成。 | 食のみやこ推進課 0857(26)7807 | 75 |
| | | 機械・施設を取得したい | 国 | 【再掲】鳥取県6次産業化ネットワーク活動交付金【整備事業】 | ○ | ○ | ○ | | | 多様な事業者が参画するネットワークを構築して取り組む6次産業化事業の実施に必要な施設整備等に必要な経費の一部を助成。 | 食のみやこ推進課 0857(26)7807 | 69 |
| | | 機械・施設を取得したい | 県 | 鳥取県食品加工施設整備補助金 | | | | | ○ | 県内に事業所を有する食品産業事業者又は誘致企業が県内において農産物加工施設を新・増設する場合、必要な施設・機械整備に係る経費の一部を助成。 | 食のみやこ推進課 0857(26)7807 | 76 |
| | 研究開発や販路開拓したい | 国・県 | 鳥取県農商工連携促進ファンド事業 | ○ | ○ | ○ | | ○ | 農林漁業者と中小企業者等が連携して行う新製品・新技術の研究開発や販路開拓等の取組、既存商品の改良又は販売方法の変更を伴う新たな販路開拓を目的とした取組、又は農協等がそれら取組を支援する取組を行う場合、必要な経費の一部又は全部を助成。 | 食のみやこ推進課 0857(26)7836 | 77 | |
| | 研究開発や販路開拓したい | 県 | 農商工連携研究開発支援事業 | ○ | ○ | ○ | | ○ | 農林漁業者と中小企業者等が連携し、又は連携する意志を持って研究開発に必要な基礎的調査・情報収集・開発検討等を行う場合、必要な経費の一部を助成。 | 食のみやこ推進課 0857(26)7836 | 78 | |
| 販路拡大 | 販路開拓・消費拡大 | 国内での販路開拓や消費者交流会をしたい | 県 | おいしい鳥取PR推進事業 | | | | | ○ | 農協や農業者等のグループが国内の見本市への参加、県外量販店で試食宣伝、インショップ等に取り組んだり、消費者との交流会を開催する場合、必要な経費の一部を助成。 | 販路開拓・輸出促進課 0857(26)7828 | 79 |
| | 海外販路開拓 | 農産物や加工食品を輸出したい | 県 | 「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業補助金 | ○ | ○ | ○ | | ○ | 県産農林水産物及び加工食品の輸出活動の促進を図るため実施する、海外での販売促進活動、物流実験、市場調査活動、海外バイヤー招聘事業及び県主催事業への出展等の一部を助成。 | 販路開拓・輸出促進課 0857(26)7963 | 80 |
| 環境にやさしい農業 | 有機・特裁 | 機器購入や市場調査したい | 県 | 鳥取県有機・特別栽培農産物等総合支援事業 | ○ | ○ | | | | 有機JAS認定事業者や鳥取県特別栽培農産物認証事業者等が農産物の有機的管理で使用する機器の購入、イベント等での消費者交流、市場調査の実施及び販路開拓等を行う場合、必要な経費の一部を助成。 | 農業振興戦略監生産振興課 0857(26)7649 | 81 |
| | 減化学肥料・減農薬 | 環境保全型農業直接支払 | 国 | 環境保全型農業直接支援対策事業 | ○ | ○ | ○ | | | 販売農家等が化学肥料・化学合成農薬を5割以下低減する栽培を行い、かつ地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う場合、取組面積に応じて交付金を交付。 | 農地・水保全課 0857(26)7334 | 82 |

| 大項目 | 支援項目 | | 国庫・単県の別 | 事業名 | 主な対象者 | | | | | 事業の概要等 | 担当部所・電話番号 | ページ |
|---------|----------|------------------------|---------|-----------------------------------|-------------|-------------|-------------------|-----|-------|---|----------------------------------|-----|
| | 中項目 | 小項目 | | | 認定農業者（法人含む） | 認定農業者以外の農業者 | 農業関係団体等（任意組織・JA等） | 市町村 | 商工業者等 | | | |
| 災害対策 | 農作物災害 | 農作物の被災等のため、運転資金等が借りたい | 県 | 果樹等経営安定資金利子助成事業 | ○ | ○ | | | | 果樹、野菜、花き類及び工芸作物（そば・茶）を栽培している農家が災害、市場価格低落又は原油価格高騰による影響を受けた場合、JA等が貸し出す経営安定資金の利子を助成。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414 | 83 |
| | 気象災害 | 果樹の気象災害を防止する施設を整備したい | 県 | がんばろう！気象災害に強い産地づくり事業（果樹等気象災害対策事業） | ○ | ○ | ○ | | | 梨、柿、茶及び市町村特認品目の生産安定と災害に強い産地づくりを図るため、防霜ファン、防霜散水施設、網掛け施設等の気象災害を防止する施設整備を行う経費の一部を助成。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414 | 84 |
| | 気象災害 | 野菜の気象災害の防止対策を実施したい | 国 | がんばろう！気象災害に強い産地づくり事業（野菜等気象災害対策事業） | ○ | ○ | ○ | | | （国）産地パワーアップ事業を活用して、主要露地野菜の排水対策機械の導入に必要な経費の一部等を助成。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7272 | 85 |
| | 気象災害 | 気象災害への防衛策として果樹共済に加入したい | 県 | がんばろう！元気な鳥取県応援事業（果樹共済加入促進事業） | | | | ○ | | 気象災害等への防衛策として、果樹共済への加入を促進するため、新規に果樹共済へ加入した梨生産者の共済掛金の一部を助成。 | 農業振興戦略監 生産振興課 0857(26)7414 | 86 |
| | 農地災害 | 被災した農地等を復旧したい | 国 | 農地・農業用施設災害復旧事業 | ○ | ○ | | ○ | | 暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。 | 農地・水保全課 0857(26)7325 | 87 |
| 耕作放棄地対策 | 発生防止 | 中山間地域等直接支払 | 国 | 農地を守る直接支払事業 | ○ | ○ | ○ | | | 生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。 | 農地・水保全課 0857(26)7334 | 88 |
| 農地・基盤 | 基盤整備 | 小規模な基盤整備 | 県 | しっかり守る農林基盤交付金 | | | | ○ | | 市町村が小規模な農林業生産基盤の整備及び補修並びに防災措置に係る事業を行う場合、必要な経費の一部を助成。 | 農地・水保全課 0857(26)7326 | 89 |
| | | 園芸産地拡大のための水田排水対策 | 県 | 田んぼの汎用化による園芸産地拡大支援モデル事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | | 水田の汎用化により園芸産地の拡大を図るため、事業主体や農業者等が自らの所有機械を活用して簡易な排水対策を実施する場合、必要な経費の一部を助成。 | 農地・水保全課 0857(26)7326 | 90 |
| | | 基盤整備に伴う資金が借りたい | 国 | 農業基盤整備資金・担い手育成農地集積資金 | ○ | ○ | ○ | | | 農業者等が生産性の向上を図るために生産基盤整備（農地等の新設、改良、造成及び復旧、農用地集積等）を行う場合、低金利又は無利子での資金貸付を行う。 | 農地・水保全課 0857(26)7321 | 91 |
| | 施設の維持・補修 | 土地改良施設の補修をしたい | 国 | 土地改良施設維持管理適正化事業 | | | | ○ | ○ | 市町村等の土地改良施設管理団体等が団体営規模以上の事業により造成された施設（ダム、ため池、水路等）の整備補修を行う場合、必要な経費の一部を助成。 | 農地・水保全課 0857(26)7336 | 92 |
| | 施設の維持・補修 | 保全活動に対する支援を受けたい | 国 | 多面的機能支払交付金事業 | | | | ○ | | 市町村と協定を締結した活動組織等が農地・農業用水等の保全向上活動や農業用水路等の補修・更新を行う場合、区域内の農用地の農地区分や面積に応じて交付金を交付。 | 農地・水保全課 0857(26)7334 | 93 |
| | 防災減災 | ため池の防災・減災対策をしたい | 国・県 | ため池防災減災対策推進事業 | ○ | ○ | | ○ | | 農村地域の防災力向上を図るため、ため池の調査点検やハザードマップの作成、ため池の廃止や浚渫等の保全対策、工事負担金の軽減などハード・ソフト両面から、必要な経費を助成。 | 農地・水保全課 0857(26)7323 | 94 |
| | 【再掲】災害復旧 | 被災した農地等を復旧したい | 国 | 【再掲】農地・農業用施設災害復旧事業 | ○ | ○ | | ○ | | 暴風、豪雨、高潮、地震等により被災した農地や農業用施設を原形に復旧する場合、必要な経費の一部を助成。 | 農地・水保全課 0857(26)7325 | 87 |
| 鳥獣対策 | 鳥獣対策 | 鳥獣被害を防ぎたい | 国 | 鳥獣被害防止総合対策交付金 | | | | ○ | ○ | 市町村やJA等で構成する協議会等が、地域ぐるみの鳥獣被害防止活動や侵入防止柵等の整備等を行う場合、必要な経費の一部を助成。 | 鳥獣対策センター 0858(72)3821 | 95 |
| | | 鳥獣被害を防ぎたい | 県 | 鳥取県鳥獣被害総合対策事業補助金 | ○ | ○ | ○ | | | 集落等、市町村、JA等が野生鳥獣の農地等への進入を防ぐ対策（侵入防止柵等の設置）や個体数を減らす対策（捕獲等）等を行う場合、必要な経費等を助成。 | 鳥獣対策センター 0858(72)3821 | 96 |
| 地域活性化 | 地域活性化 | 移住者を確保したい | 県 | 若者定住等による集落活性化総合対策事業 | | | | ○ | ○ | 小規模高齢化集落等が地域プランを策定し、地域の活性化に向けた取組等を行う場合、必要な経費の一部を助成。また、IUターン者に対し、定住に向けた支援を行う。 | とっとり暮らし支援課 0857(26)7129 | 97 |
| | 地域活性化 | コミュニティづくりに取り組みたい | 県 | 中山間地域活性化支援事業 | | | | ○ | ○ | 中山間地域の地域資源や遊休資産などを活用したコミュニティビジネス・地域活性化の取組等に要する経費を支援する。 | とっとり暮らし支援課 0857(26)7129 | 98 |

| 大項目 | 支援項目 | | 国庫・単 県の別 | 事業名 | 主な対象者 | | | | | 事業の概要等 | 担当部所 ・電話番号 | ページ | | |
|-----------------|--|----------------------------------|-------------|-------------------------------|-------|-----------------|-----------------|---------------------------|-----|--------|---|--|--------------------------------------|-----------------|
| | 中項目 | 小項目 | | | 事業名 | 認定農業者 (法人含む) | 認定農業者 以外の農業者 | 農業関係 団体等 (任意組織・JA等) | 市町村 | | | | 農業者等 | |
| | | | | | | | | | | | | | | 認定農業者 (法人含む) |
| 中山間 地域 対策 | 地域活性化 | コミュニティ づくりに取 組みたい | | 中山間地域集落活動支援事業 | | | | ○ | ○ | ○ | 中山間地域の集落等を中心に行う安全・安心な暮らしづくり支援、又は地域づくり支援の取組に係る経費、その他補助事業を実施するために必要と県が認める経費を支援する。 | とっとり暮らし支援課 0857(26)7129 | 99 | |
| | 地域活性化 | コミュニティ づくりに取 組みたい | 県 | 「小さな拠点」機能形成推進事業(買物支援事業) | | | | ○ | ○ | ○ | 移動販売車等導入支援(移動販売、宅配サービス、空き店舗を活用した小売りなどの事業実施に要する経費を支援)や、移動販売車運営費を助成する。 | とっとり暮らし支援課 0857(26)7129 | 100 | |
| | 地域活性化 | 安全・安心な 生活を確 保したい | 県 | みんなで取り組む安全・安心活動支援事業 | | | | ○ | ○ | ○ | 雪囲い等の設置に要する経費、除雪に係る経費(除雪機の導入・リース、除雪に係る委託費等)、防災計画策定のための経費、防災計画に必要な機器等の導入経費、家屋や敷地への鳥獣侵入防止柵の設置経費等の支援 | とっとり暮らし支援課 0857(26)7129 | 101 | |
| | 地域活性化 | 地域資源保 全や特産品 の育成に取 組みたい。 | 県 | とっとり共生の里保全活動推進事業 | ○ | ○ | ○ | | | | | 農山村等が企業・団体等及び市街地公民館等と協働で行う農地や農業用水路、ため池、農道等の農業用施設の地域資源保全活動や、農作物の生産、農産加工品等の製造・販売を通じた6次産業化の取組を支援する。 | 農地・水保全課 0857(26)7336 | 102 |
| | 地域資源 の活用 | 産業活動を 拡大したい | 県 | 元気な里山応援事業 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 中山間地域等における、農産物、水、エネルギーなど地域資源を活用しながら取り組まれる産業活動(農林水産業)の拡大、地域の魅力づくりを目指す取組を支援。 | 農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7256 | 103 |
| | 【再掲】 人・農地プ ランの中心 経営体(個人 農業者) | 機械を取得 したい | 県 | 【再掲】 中山間地域を支える水田農業 支援事業 | | | | | | ○ | | 中山間地域で水田農業の維持・発展に必要な機械導入等を支援 | 農業振興戦略監 とっとり農業戦略課 0857(26)7589 | 25 |
| | 【再掲】 耕作放棄 地発生防 止 | 中山間地域 等直接支払 | 国 | 【再掲】 農地を守る直接支払事業 | ○ | ○ | ○ | | | | | 生産条件が不利な中山間地等の集落の農業者等が市町村と協定を締結し、5年間以上農業を続ける場合、対象となる農用地の農地区分や傾斜、面積に応じて交付金を交付。 | 農地・水保全課 0857(26)7334 | 88 |
| 自然 エネルギー | 発電 | 発電施設を 導入したい | 県 | 農業農村自然エネルギー利 活用支援事業 | | | | | ○ | | 農協や土地改良区、農村集落等が太陽光又はマイクロ水力発電施設を導入する場合、必要な経費の一部を助成。 | 農地・水保全課 0857(26)7334 | 104 | |

平成29年度 農林水産部主要施策体系

| テーマ | 主要事業 | 事業の概要 |
|---------------------------------|---|--|
| 鳥取県中部地震・豪雪被害からの速やかな復旧 | 【新規】果樹共済加入促進事業 〔2,086千円〕 | 農家の災害への自己防衛策として果樹共済への加入を促進し、気象災害に強い産地づくりと果樹経営の安定化を図る |
| | 【新規】がんばろう！農業施設等復旧支援資金応援事業 〔600千円〕 | 県中部地震により被災した農業者の施設等の復旧に要する経費に対して支援 |
| | 【新規】雪害農業施設等復旧支援資金応援事業 〔730千円〕 | 平成29年1月の豪雪により被害を受けた農業者の施設等の復旧に要する経費に対して支援 |
| | しっかり守る農林基盤交付金 〔205,000千円〕 | 農林業生産基盤の小規模な整備・補修等に要する経費や農地・農業用施設の小規模な災害復旧に要する経費を支援 |
| | 【新規】雪害園芸施設等復旧対策事業(※2月補正) 〔330,027千円〕 | 平成29年1月以降の記録的豪雪により被害を受けた農林業者が、再生産に向けて復旧を行う場合の経費を支援 |
| | 経営体育成支援事業 〔36,080千円〕 | 中心経営体が金融機関から融資を受け、農産物の生産、加工等のための施設、機械整備する場合の融資残額に対する支援 |
| | 雪害木材加工・流通施設等復旧対策事業(※2月補正) 〔30,000千円〕 | 平成29年1月以降の記録的豪雪により被害を受けた製材業者等が、木材加工・流通施設等の復旧を行う場合の経費を支援 |
| 雪害漁船等復旧対策事業(※2月補正) 〔7,166千円〕 | 平成29年2月9日からの豪雪により被災した船舶の引き揚げ及び復旧への支援 | |
| 農業の活力増進 | 【新規】がんばろう！園芸産地未来づくりパワーアップ事業 〔91,000千円〕 | 鳥取型低コストハウス等で栽培する高収益品目の生産性を向上させるために必要な機械導入・リースに要する経費等の一部を支援 |
| | 【新規】元気な鳥取梨産地復興・発展加速化事業 〔13,403千円〕 | 「王秋」の植栽や果樹園整備への経費助成、ジョイント栽培専用大苗の育苗受委託システムづくりの支援 |
| | 【拡充】がんばろう！気象災害に強い産地づくり事業 〔12,308千円〕 | 主要露地野菜や梨、柿等について、気象災害対策の機械、施設の導入に必要な経費を支援 |
| | 経営所得安定対策等推進事業 〔95,000千円〕 | 経営所得安定対策等の円滑な実施を図るため、県段階、地域段階の農業再生協議段階が行う事業推進の取組を支援 |
| | 【新規】畜産クラスター施設整備事業(肉用牛・酪農) 〔66,834千円〕 | 畜産クラスター計画に位置づけられた経営体等が行う、規模拡大に必要な施設、機械等に係る経費を支援 |
| | 【新規】生乳生産の衛生管理向上事業 〔6,134千円〕 | 生乳の安全・安心に対する関心の高まりにこたえるため、大山乳業が行う衛生管理に係る独自認証に対する支援 |
| | 【拡充】和牛改良・増頭対策事業 〔173,085千円〕 | 和牛繁殖雌牛や肥育素牛の導入・保留に係る経費を支援 |
| | 農地中間管理機構支援事業 〔155,139千円〕 | 農地中間管理機構が行う担い手への農地集積・集約化に対し支援 |
| 鳥取ナシ育種研究拠点開設事業 〔7,400千円〕 | 農業・食品産業技術総合研究機構果樹研究所と園試等との共同研究、果樹研究所のサテライト拠点設置に向けた整備を実施 | |
| 林業・木材産業の成長産業化 | 【新規】林業創生オーストラリア技術導入推進事業 〔10,560千円〕 | 林業で先進的なオーストラリアの技術導入を図るため、若手林業者の派遣やオーストラリア講師の招聘を支援 |
| | 【拡充】苗木生産体制強化事業 〔11,672千円〕 | 苗木の生産基盤施設等の整備支援や残苗の保証、県営採種圃の維持管理等の支援 |
| | 間伐材搬出等事業 〔702,800千円〕 | 適正な森林の保全・整備、木材の有効利用を図るため、間伐材の搬出に対し支援 |
| | 【新規】鳥取発！まるごと県産材普及推進事業 〔8,758千円〕 | 県外、海外等の大消費地でのPR活動を強化するための体制整備と団体が取り組む活動を支援 |
| | 【新規】県営林業専用道開設事業 〔45,000千円〕 | 森林の有する多面的機能の発揮・木材生産の低コスト化を図るため、幹線となる林業専用道を整備 |
| 持続的水産業の確立 未来へつながる | 【新規】沖合漁業漁船代船建造支援事業 〔20,000千円〕 | 国のもうかる漁業創設支援事業を活用し漁協が行う実証操業において、船主が負担する損失の一部を助成する市町村に対する支援 |
| | 【新規】漁業操業安全緊急対策事業 〔13,566千円〕 | 安全操業に関する講習会の開催、高機能ライフジャケット、緊急通報システム機能付無線機の購入に対する支援 |
| | 沖合底びき網漁業生産体制存続事業 〔25,319千円〕 | 漁協が行う漁船リース事業に必要な経費や現所有船の継続利用のために必要な機器整備経費等を支援 |
| | 【新規】漁港内養殖可能性調査事業 〔8,138千円〕 | 十分に活用されていない漁港・港湾内での養殖の実現に向けた調査研究を実施 |
| | 特定漁港漁場整備事業 〔2,162,255千円〕 | 境港に詐害に強く流通の拠点となる漁港と消費者ニーズに対応した高度衛星管理型市場を整備 |

強い農林水産業づくり

若き担い手の育成・確保

主要事業

事業の概要

| | |
|-----------------------------------|---|
| 【新規】スーパー農林水産業土育成応援事業 〔3,758千円〕 | 将来の本県農林水産業を支える人材育成に抱える長期インターシップの実施 |
| 農業者経営力養成支援事業 〔1,273千円〕 | 農業経営の発展強化・拡大を目指す農業経営者に対し、事業者としての経営力の向上のための研修を開催 |
| 新規就農者総合支援事業 〔415,938千円〕 | 経営開始時に必要な機械・施設整備への助成、交付金及び給付金の支給等、段階的に支援 |
| 【新規】戦略的スーパー園芸団地整備事業 〔7,300千円〕 | 梨やイチゴなど高収益品目の園芸団地の整備を行い、多様な担い手の参入と産地活性化を支援 |
| 【拡充】森林整備担い手育成総合対策事業 〔58,463千円〕 | 林業労働者の技術・技能向上、労働安全衛生環境の整備、福利厚生の実施等を支援 |
| 鳥取県版緑の雇用支援事業 〔92,425千円〕 | 就業希望者を新たに雇用する林業事業体に対しOJT研修を行うために必要な経費を支援 |
| 【拡充】漁業就業者確保対策事業 〔125,864千円〕 | 新規就業希望者の受入れ、指導及び着業に必要な支援を実施 |

食のみやこ推進

| | |
|---|---|
| 【新規】鳥取県産牛ブランド強化対策事業 〔27,756千円〕 | 鳥取県産牛肉の販売促進やブランドの強化等に係る経費を支援 |
| 【拡充】第11回全共出品対策事業 〔19,132千円〕 | 全共出品牛の健康管理対策、仕上げ対策、最終選抜のための遺伝子分析や超音波分析等の支援 |
| 【新規】とっとり年！おいしい鳥取県発信事業 〔13,916千円〕 | 鳥取地どりの生産に必要な機械等の導入支援を行い、県産鶏肉を使った料理のレストランフェアやキャンペーンを実施 |
| 【新規】鳥取県産さぬむすめブランド化戦略推進事業 〔4,250千円〕 | ブランド化に向けた生産面、販売面の戦略を構築し、高級百貨店・料理店等への販売対策を強化 |
| 【新規】GI保護制度登録産品拡大・ブランド化事業 〔5,064千円〕 | GI登録産品のブランド化・販路拡大に係る経費を支援 |
| 【新規】地域商社育成事業 〔2,000千円〕 | 大都市圏への魅力ある県産食材の販路拡大を目的とした地域商社活動に対する支援 |
| 【拡充】農産物関西販売拠点設置調査事業 〔3,965千円〕 | 関西圏において、JAグループが主体となって実施する試験的な店舗展開に対して支援 |
| 「食のみやこ鳥取県」輸出促進活動支援事業 〔79,305千円〕 | TPP関係国、ドール・全農との連携国、EU、ロシア等での販売促進活動、バイヤー招聘等の経費を支援 |
| 【新規】「食のみやこ鳥取県」魅力発信事業 〔8,500千円〕 | 飲食店、グルメサイト登録に要する1年間の経費を支援やSNSを活用した写真・動画の投稿キャンペーンを実施 |
| 【新規】出でよ！「料理の鳥人」食のみやこ魅力向上事業 〔4,039千円〕 | 「料理の鳥人」料理対決による新たなご当地メニューの開発 |

地域農林水産業の推進

| | |
|-------------------------------------|---|
| 【拡充】鳥獣被害総合対策事業 〔242,570千円〕 | 野生鳥獣の侵入防止柵の設置や有害鳥獣捕獲等を支援 |
| 【拡充】とっとりジビエ利用促進総合対策事業 〔7,812千円〕 | 首都圏で開催されるイタリア料理専門展における販路開拓事業や有名シェフと連携したジビエPR事業を実施 |
| 集落営農体制強化支援事業 〔35,210千円〕 | 集落営農の組織化、水田営農に必要な機械施設の整備、経営の多角化及び組織の後継者育成を支援 |
| 【新規】中山間地域を支える水田農業支援事業 〔17,600千円〕 | 中山間地域で水田農業の維持・発展に取り組む「人・農地プラン」の中心経営体(個人農業者)に対する機械整備等を支援 |
| 農地法面管理省力化支援事業 〔1,100千円〕 | センチピードグラス施工による農地法面の管理省力化を図る現地実証試験を実施 |
| みんなで取り組む農山村保全活動支援事業 〔18,999千円〕 | 農業生産基盤等を集落・地域、企業、市街地住民、大学生等が協力し保全する「とっとり共生の里」の取組に対し支援 |

【新規】:新規事業、【拡充】:事業を拡充したもの

鳥取へIJU！アグリスタート研修支援事業

事業の目的

県内での自営就農を希望するIJUターン者、県内在住者を対象に、県内の農業法人、農家等で就農に必要な実践的研修を行い、本県の農業・農村の担い手の育成を図ります。

事業実施主体

(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構 (研修実施経費については県が補助)

事業概要

県内での自営就農希望者を(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生として雇用し、県内の農業法人、農家等での実践的研修や農家経営に関する研修を行い、県内での独立就農を目指します。

【研修期間】 1年間(引き続き研修が必要と認められる場合は最大2年間)

【身分・保障】 研修期間中は、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構において研修生として雇用し、給与等を支給

給与 125,900円/月 住居・通勤手当等 33,000円/月(上限)

※県外からのIJUターン者には、定住準備金、赴任旅費(上限あり)を支給

研修生の募集・要件

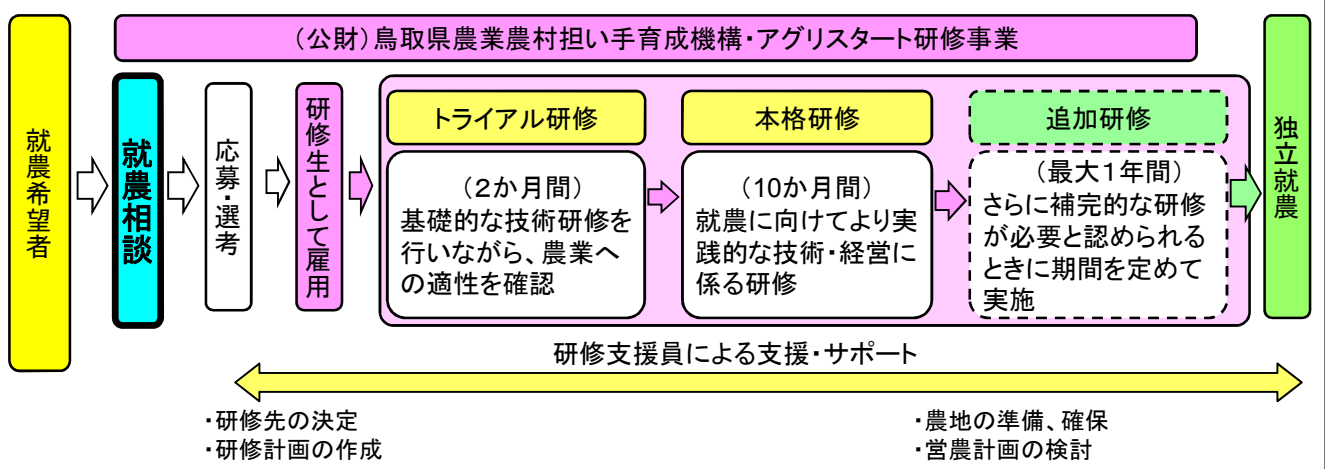
研修生の雇用に当たっては、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生を募集し、選考を行います。

【研修生の要件】

- 鳥取県へ移住又は在住し、就農する意欲を有すること。
- 農業就業が可能な健康状態であること。
- 過去に農業への就業又は農業研修の経験がある者にあつては、その期間が短期間(本研修と同一の品目で3年以内)等により、本研修を受けることが必要と認められる者。
- 普通運転免許証(オートマチック限定免許を除く。)を有していること。

(注)応募に当たっては、事前に鳥取県農業農村担い手育成機構への相談が必要です。
募集予定時期、事前相談などについては、下記の担当部所に問い合わせてください。

研修・就農までの流れ



| 担当部所 | 所属 | 電話 |
|------|--------------------|--------------------|
| | (公財)鳥取県農業農村担い手育成機構 | 鳥取本部 |
| | 米子本部 | 0859-31-9644 |
| | 農林水産部 経営支援課 | — 1 — 0857-26-7261 |

市町村農業公社等就農研修支援事業

事業の目的

本県での就農を希望する者を県内外から確保し、これら新規就農希望者に栽培指導や農業経営研修等の就農研修を行う団体への助成を通じ、本県農業の担い手としてふさわしい人材として育成、本県への定着推進を支援します。

事業実施主体

(一財)鳥取市農業公社、(一財)岩美町農業振興公社、(一財)エナジーにちなん、鳥取中央農業協同組合など市町村農業公社等の農地利用集積円滑化団体

事業概要

事業実施主体が農業研修生を雇用し行う新規就農者育成のための実践研修に係る経費を支援します。

【補助上限額】 ①新規就業者への研修実施に対する助成 最大153,100円/月
②新規就業者に支払う手当等に対する助成 最大 33,000円/月

主な要件

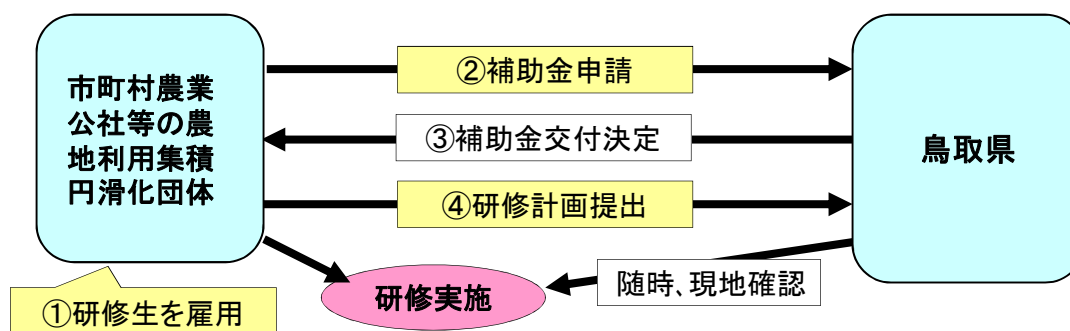
【研修実施主体の要件】

- ・新たに農業に就くことを希望する者を雇用(パート、季節雇用、アルバイトを除く。)し、就農に必要な技術等を習得させるための研修を行うことができること。
- ・研修生に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保するため、研修責任者を明確にすること。
- ・研修生と雇用契約を締結し、雇用保険、労働者災害補償保険等の社会保険に加入させること。
- ・過去における雇用及び研修に関して、法令に違反する等のトラブルがないこと。
- ・研修の実施について、本事業の対象経費と重複する他の助成を受けていないこと。
- ・おおむね6か月以上の研修を実施すること。

【研修生の要件】

- ・就農意欲を有し、本事業での研修修了後県内就農する意思がある県内在住又は在住予定者とする。
- ・新たに円滑化団体に採用された者又は知事が別に定める日以降に採用された者であること。
- ・農業の経験がない又は過去の研修期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。

事業の流れ



| 担当部所 | 所 属 | 電 話 |
|------|-------------|--------------|
| | 農林水産部 経営支援課 | 0857-26-7261 |

就農研修交付金事業

事業の目的

農業大学校で実施される「アグリチャレンジ科」「先進農家実践研修」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険等による生活支援を受けられない方に交付金を交付し、これらの者が本県の農業の担い手として定着することを目的として交付する。

対象者

「アグリチャレンジ科(公共職業訓練)」「先進農家実践研修」の受講生のうち、研修期間中に雇用保険、農業次世代人材投資資金(準備型)等による生活支援を受けられない方。

支援内容及び補助率

【支援内容】 研修期間中(「アグリチャレンジ科」は最長4か月、「先進農家実践研修」は最長12か月)に最大10万円/月の交付金を交付する。

【補助率】 県10/10

交付要件等

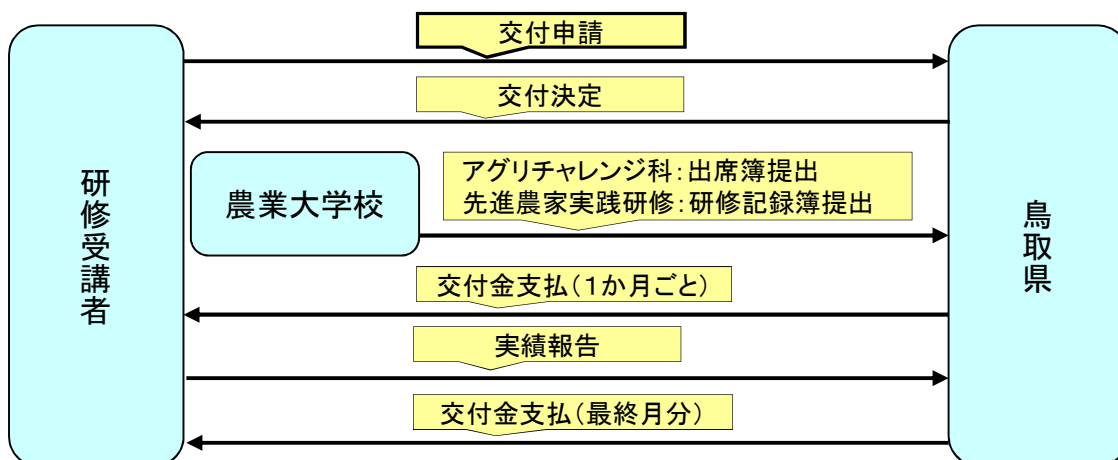
【交付要件】

- ・鳥取県在住または在住予定であり、主業として農業に就業する意欲を有していること。
- ・「アグリチャレンジ科」においては研修開始時65歳未満、「先進農家実践研修」においては就農予定時65歳未満であること。
- ・「アグリチャレンジ科」においては、公共職業訓練による雇用保険、訓練手当、職業訓練受講給付金等、「先進農家実践研修」においては、農業次世代人材投資資金(準備型)等の支給を受けていないこと。

【注意事項】

- ・「アグリチャレンジ科」においては、各月の出席日数が8割に満たない場合はその月の交付金は交付されません。
- ・「先進農家実践研修」においては、研修休止日数がその月の日数の2割を超える場合は交付金は交付されません。
- ・「先進農家実践研修」においては、年間150日以上かつ年間1,200時間以上の研修実施しなかった場合や、研修終了後1年以内に就農しなかった場合、2年間以上就農を継続しなかった場合には、交付金の全額を返還していただきます。

事業の流れ



| 担当部所 | 所 属 | 電 話 |
|------|-------------|--------------|
| | 農林水産部 経営支援課 | 0857-26-7261 |
| | 農業大学校 | 0858-45-2411 |

平成29年度版

実践に活かせる技能をマスター！ アグリチャレンジ科(公共職業訓練)



- ★農業に従事するには、まず第一に、基本的な知識と技能を身に付けるための研修の受講をお勧めします。
- ★鳥取県立農業大学校では、鳥取県で新たに農業を志す方のために、**就農に役立つ基礎+実践力の習得**ができる「アグリチャレンジ科」を運営しています（産業人材育成センター倉吉校委託訓練）。
- ★**農業法人等への就職を希望する方におすすめのプログラム**です！

☆ 研修の特徴 ☆

- その1 **約4ヶ月間**で、農業の基礎知識と実践技能の基本を習得！
受講期間中は**宿泊棟の利用も可能**！
- その2 雇用保険受給資格者で一定の条件を満たす方は、**給付延長**の場合あり！
研修終了後の進路相談にも応じます！
- その3 受講中にお子様を保育所等に預けられる場合は、**職業訓練生託児支援事業の保育料助成制度**あり！



<問い合わせ先> 鳥取県立農業大学校



住所 鳥取県倉吉市関金町大鳥居 1 2 3 8

電話 0 8 5 8 - 4 5 - 2 4 1 1

FAX 0 8 5 8 - 4 5 - 2 4 1 2

URL <http://www.pref.tottori.lg.jp/noudai/>

| 区分 | 内容 |
|-----------|--|
| 対象者 | 鳥取県内での就農（農業法人等への就職など）をめざす方 前提 求職者で公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示が得られる方 |
| 研修の特徴 | ○基礎知識と実践に活かせる基本技能、各種品目の栽培管理の基礎を学ぶプログラム ○特に技能習得を重視し、6割の研修時間を技能演習で構成 ○農家の言葉を理解し、1人でも基本的な機械・農具の扱いができるレベル到達を目標 ○研修終了後の就職先に関する情報提供等、進路選択のサポートを実施 ※雇用保険受給資格者で一定の条件を満たす方は、給付延長の場合あり ※雇用保険受給者以外には、職業訓練受講給付金、訓練手当、就農研修交付金等の給付措置あり（支給には、それぞれ要件があります） |
| 研修期間 | 約4ヶ月間 ①6月開講：平成29年6月6日（火）～平成29年9月15日（金） ②10月開講：平成29年10月4日（水）～平成30年1月19日（金） ③2月開講：平成30年2月6日（火）～平成30年5月21日（月） |
| 受講場所 | 鳥取県立農業大学校 |
| 受講料等 | 無料（別途、訓練生総合保険料が必要） |
| カリキュラム（案） | ①座学講義（鳥取県農業の概要、植物生理、病害虫の基礎、農薬の基礎、肥料の基礎、土壌の基礎、鳥獣害対策、作物栽培、有機・特別栽培、畜産概論、農業経営、農業気象、各種支援策等） ②技能演習 ア 機械関連 トラクターの操作と耕耘、作業機の脱着とロータリー爪交換の方法、刈払機の取扱い、管理機の取扱い、フォークリフトの操作、農業機械全般の保守点検方法、燃料の基礎 イ 小農具の扱い方 スコップ・鍬・レーキ等の使い方 ウ 肥料・薬剤散布のポイント 肥料の手散布の方法、農薬の薬剤量と散布量、散布用機械の取扱い エ 応用作業 ロープワーク、木工・溶接、刃研ぎ、定規縄作り、針金の扱い、パイプハウス測量・組立・被覆・解体、フラワーネットの設置・解体、かん水チューブの設置 ③栽培管理実習（果樹、野菜、花き、作物、畜産） |
| 募集期間（予定） | ①6月開講：平成29年4月7日（金）～平成29年5月8日（月） ②10月開講：平成29年8月8日（火）～平成29年9月4日（月） ③2月開講：平成29年12月15日（金）～平成30年1月9日（火） |
| 募集定員 | 1期あたり25名 |
| 応募方法 | 県内住所地为管轄するハローワークに入校願書を提出 （※県外在住の方も、住所地为所管するハローワークに提出いただけます） |
| 選考方法 | 面接による選考（選考場所：鳥取県立農業大学校） |
| その他 | ①募集要項は、各募集期間が近づきましたら、鳥取県立産業人材育成センター倉吉校ホームページ（ http://www.pref.tottori.lg.jp/sanjinsenkurayoshi/ ）に掲載されます。 ②入校願書は、県内ハローワーク又は鳥取県立産業人材育成センター倉吉校のホームページから入手いただけます。 ③入校選考合格者を対象に、鳥取県立農業大学校にて入校説明会を開催します。 ④応募前に学校見学にお越しいただくことをお勧めします。随時お受けしますので、本校まであらかじめ御連絡ください。 |

平成29年度版

農業のことは農家に学ぶ！ 先進農家実践研修







- ★農家として新たに自分で農業経営を始める時、農家のもとで先進的な栽培方法を学ぶことはとても重要なステップです。
- ★作業の段取りの組み方、コスト意識など、経営体の中に身を置かなければ学べないことがたくさんあります。
- ★地域の中で周囲の方とのつながりを構築していくことも、農業を始める上で欠かせないことです。
- ★「先進農家実践研修」では、地域のサポートのもと、農家になるために必要な栽培・経営ノウハウを学ぶことができます。

☆ 研修の特徴 ☆

- その1 1年間、農家が「師匠」となり、農業に必要な様々なノウハウをマンツーマンで直伝！
- その2 市町村、農業改良普及所、JAなど様々な機関がチームとなり、地域ぐるみであなたの農業経営の開始をサポートします！



<問い合わせ先>鳥取県立農業大学校

-  **住所** 鳥取県倉吉市関金町大鳥居1238
-  **電話** 0858-45-2411
-  **FAX** 0858-45-2412
-  **URL** <http://www.pref.tottori.lg.jp/noudai/>

| 区 分 | 内 容 |
|-----------|---|
| 対象者 | 新たに農業経営の開始をめざす者（原則県内在住者） ※農業に関する基礎知識及び基本技能を習得していることを条件とする。 |
| 研修の特徴 | ○就農予定品目の経営を行う農家を研修先として、自営就農にあたり必要な栽培管理・経営ノウハウの習得をめざすプログラム。 ○就農予定地の関係機関により、就農に向けた様々な支援（農地情報の提供、作業場・住居の確保、中古機械・施設の情報提供）を実施。 ○専任の研修調整員が研修先を定期的に訪問し研修状況を把握。研修生、受入農家の困り事などを聞き、効果的な研修が行われるようコーディネート。 ※就農時45歳未満であること等、要件を満たす場合は、青年就農給付金（準備型）の受給（150万円/年）が可能 ※青年就農給付金（準備型）の給付要件に合わない方には、就農研修交付金（10万円/月）を県より給付 |
| 研修期間 | 12ヶ月間 6月開講：H29. 6. 1～H30. 5. 31 10月開講：H29. 10. 1～H30. 9. 30 2月開講：H30. 2. 1～H31. 1. 31 |
| 受講場所 | 農家（就農予定地域の関係機関で協議の上決定） |
| 受講料 | 無料 |
| カリキュラム（案） | ①受入農家での栽培管理、実践技能実習 ②農業大学校でのサポート研修（就農計画の作成方法、経営者としての心構え等） |
| H29 募集時期 | 6月開講：H29. 2. 14～ 3. 17 10月開講：H29. 6. 14～ 7. 21 2月開講：H29. 10. 12～11. 17 |
| H29 募集定員 | 1期あたり5名程度 |
| 応募方法 | 就農予定の市町村役場に「受講申込書」及び「先進農家実践研修 申込調書」を提出 ※提出された書類は、市町村が作成する「新規就農サポート計画書」とあわせて本校に送付されます。 |
| 選考方法 | 書類、面接による選考 |
| その他 | ○応募に関する詳細・申込様式等は、平成29年度本校研修課程研修募集要項を御確認ください。 |



スキルアップ研修生募集

(研修期間：12カ月間)



<研修の特色>

- その1 農業の基礎的な知識と、栽培（飼育）の基本技術の両方が習得できる、座学講義+実習タイプの自営就農希望者向け研修です。
- その2 野菜専攻においては、担当する品目の栽培管理の計画（施肥・防除計画、作業スケジュールなど）を作成し、栽培から出荷までの一連の作業を経験の上、実績分析まで行うことで、模擬的に農業経営を体験します。
- その3 自営就農に向けた営農計画作成演習や農家派遣研修をカリキュラムに備えており、経営のイメージを固めていくことができます。

①受講資格

次の要件のいずれにも該当する方

- ア 新規就農者又は鳥取県内での就農（新たに自営で農業を始める、後継者として親の農業経営を継ぐ、農業法人等に就職するなど）を希望し、就農が見込まれる方
- イ 受講開始時の年齢が65歳未満の方

②定員等

| 専攻 | 研修期間（予定） | 募集定員 |
|-------------------|---|----------------|
| 果樹、野菜、花き 作物、畜産 | ① 4月開講：平成29年 4月13日～平成30年 3月23日 ② 10月開講：平成29年10月13日～平成30年10月12日 | ①②合計で 15名程度 |

※複数の専攻は受講できません。いずれかの専攻を志望願います。

③出願及び開講日程

| | 4月開講 | 10月開講 |
|-------|-----------------|-----------------|
| 受付期間 | 平成29年2月1日～2月28日 | 平成29年8月1日～8月31日 |
| 面接実施日 | 平成29年 3月14日 | 平成29年 9月14日 |
| 許可通知日 | 平成29年 3月24日 | 平成29年 9月25日 |
| 開講予定日 | 平成29年 4月13日 | 平成29年10月13日 |



④受講料

111,600円（年間）

※テキスト代等の実費、傷害保険料、各種資格試験受験料等は別途御負担いただきます。

※受講料の納付が困難な場合、減免制度があります。



<スキルアップ研修の実習例>

- ◎ 各専攻ごとに行う品目別の実習例です。
- ◎ 野菜及び花き専攻においては、希望を踏まえて担当品目を設定します。
- ◎ これら例示以外にも、希望品目や経験したい技術・作業について相談に応じます。

凡例:

作業期間

うち、収穫期間

| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
|------|-----------|-----------------------|-----------|-----------|--------|------------------|------------|-----------|-------------|-------|------|-------------|-----------|----|----|
| | | 4月開講 | | | | | | | | 10月開講 | | | | | |
| | | (10月開講続き) | | | | | | | | | | | | | |
| 野菜専攻 | ホウレンソウ | 播種 | 収穫 | | | | | 播種 | 収穫 | | 播種 | 収穫 | | | |
| | チンゲンサイ | | | | | | | | 播種 | 収穫 | | | | | |
| | ミニトマト | 定植・仕立管理・ホルモン処理 | 収穫 | | 定植 | 仕立管理 | ホルモン処理 | | 収穫 | | | | 植付準備 | | |
| | スイカ | 仕立管理 | 交配 | 収穫 | | | | | | | | | 植付準備・定植 | | |
| | タカミメロン | 仕立管理 | 交配 | 収穫 | | | | | | | | | 植付準備・定植 | | |
| | アールスメロン | | | | 定植 | 仕立管理 | 交配 | 収穫 | | | | | | | |
| | イチゴ | 収穫 | | 片付・育苗管理 | | 定植 | 葉かき・かん水・防除 | | | | 収穫 | | | | |
| | ブロッコリー | 追肥土寄せ | 収穫 | | | 播種・育苗管理・定植・追肥土寄せ | | | 収穫 | | | | 播種・育苗・定植 | | |
| | 白ねぎ | 播種 | 定植 | 定植 | 収穫 | | 播種育苗 | 収穫 | 定植 | 収穫 | | | 播種 | | |
| | アスパラガス | 施肥 | 立茎 | 防除 | 追肥 | 防除 | 追肥 | かん水 | 防除 | 防除 | 茎葉刈取 | 焼却 | | 施肥 | 堆肥 |
| 花き専攻 | シネホウウリ | 定植 | かん水・追肥・防除 | | 収穫 | | | | | | 播種 | 育苗管理(追肥・施肥) | | | |
| | トルコギキョウ | 育苗 | 定植 | かん水・追肥・防除 | 収穫 | | | | | | | | 播種 | | |
| | キク | 定植 | かん水・追肥・防除 | | 収穫 | | | | | | | | 挿し芽・採穂・増殖 | | |
| | アスター | 播種 | 育苗 | 定植 | かん水・追肥 | 収穫 | | | | | | | | | |
| | ストック | | | | | 播種 | 八重鑑別 | かん水・追肥・防除 | | 収穫 | | | | | |
| | パンジー | | | | | 播種 | 鉢上げ | | 収穫 | | | | | | |
| 果樹専攻 | ナシ | 摘らい、交配、摘果袋掛、新梢管理 | | | | 収穫 | | 土壤改良 | 剪定・接ぎ木・幼木管理 | | | | | | |
| | ブドウ | 芽かき、新梢管理、無核化処理 | | | | 収穫 | | 土壤改良 | 剪定 | | | | | | |
| | リンゴ | 交配 摘果 袋かけ 新梢管理 | | | | 着色管理 | 除袋 | 収穫 | 土壤改良 | 剪定 | | | | | |
| | カキ | 摘らい 交配 摘果 新梢管理 | | | | 着色管理 | 収穫 | 土壤改良 | 剪定 | | | | | | |
| 作物専攻 | 水稲 | | 耕起 | 代かき・田植え | | 防除 | | 稲刈り | | | | | | | |
| | 小豆 | | | | 土壤改良 | 播種 | 中耕培土 | かん水 | 防除 | 収穫調製 | | | | | |
| 畜産専攻 | 乳牛又は肉用牛 | (年間) 飼養管理・搾乳・分娩・繁殖管理等 | | | | | | | | | | | | | |
| | 飼料用トウモロコシ | | 播種 | | | | | 収穫 | | | | | | | |
| | 牧草(イタリアン) | 収穫 | | | | | | | | | | | 播種 | | |

<問い合わせ先>鳥取県立農業大学校



住所 鳥取県倉吉市関金町大鳥居 1 2 3 8



電話 0 8 5 8 - 4 5 - 2 4 1 1



FAX 0 8 5 8 - 4 5 - 2 4 1 2



URL <http://www.pref.gottori.lg.jp/noudai/>

新規就農者総合支援事業

【就農条件整備事業】

事業の目的

将来、本県の効率的かつ安定的な農業経営の担い手となるのにふさわしい青年等の就農の促進及び自立を支援するため、新規就農者の就農初期の経営基盤整備の負担軽減を図る。

対象者

認定新規就農者

支援の内容

新規就農者の就農時及び就農から5年以内に必要な機械、施設を新規就農者が整備する場合に助成

補助金額・補助率

10万円以上(消費税額を含む)の農業用機械・施設 (※軽トラック等の汎用性のあるもの、家畜、果樹苗等は除く。単年度の事業費が30万円未満の場合は対象外。)

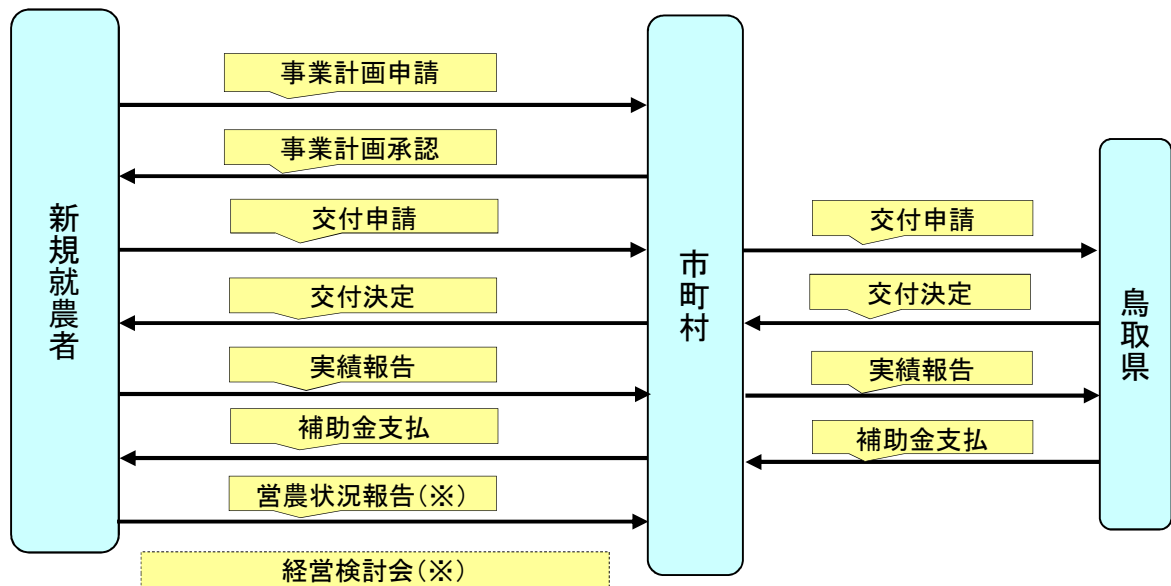
【補助率】 1/2(県:1/3、市町村:1/6) 【補助対象事業費上限】 1,200万円(5年間の合計)

【助成期間】 最大5年間

注意事項等

- ・ 補助金の交付を受けるためには、青年等就農計画に年次別経営計画等を添付したもの(事業計画)を作成して市町村の承認を受ける必要があります。
- ・ 就農後5年間、毎年、営農状況報告を市町村に提出していただきます。
- ・ 補助を受けた農業用機械・施設の耐用年数以内に離農した場合は、補助金を返還していただきます。
- ・ この補助金は市町村の予算措置が必要となりますので、事前にご相談ください。

事業の流れ



※ 就農後5年間報告し、関係機関で構成する経営検討会を開催して、計画の達成に向けて支援します。

| | 所 属 | 電 話 | 所 属 | 電 話 |
|------------------|--------------|--------------|------------------|--------------|
| 担 当 部 所 | 農林水産部経営支援課 | 0857-26-7261 | 中部総合事務所農林局農業振興課 | 0858-23-3165 |
| | 東部農林事務所農業振興課 | 0857-20-3554 | 西部総合事務所農林局農林業振興課 | 0859-31-9653 |
| | 八頭事務所 | 0858-72-3816 | 日野振興センター日野振興局 | 0859-72-2003 |
| | 農林業振興課農業振興室 | | 農林業振興課農業振興室 | |

新規就農者総合支援事業 【農業次世代人材投資事業(準備型)】

事業の目的

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対して、就農前の研修期間の生活安定を支援する。

対象者

鳥取県が認定する研修機関で概ね1年以上就農研修を受ける者で、就農予定時の年齢が45歳未満の者。

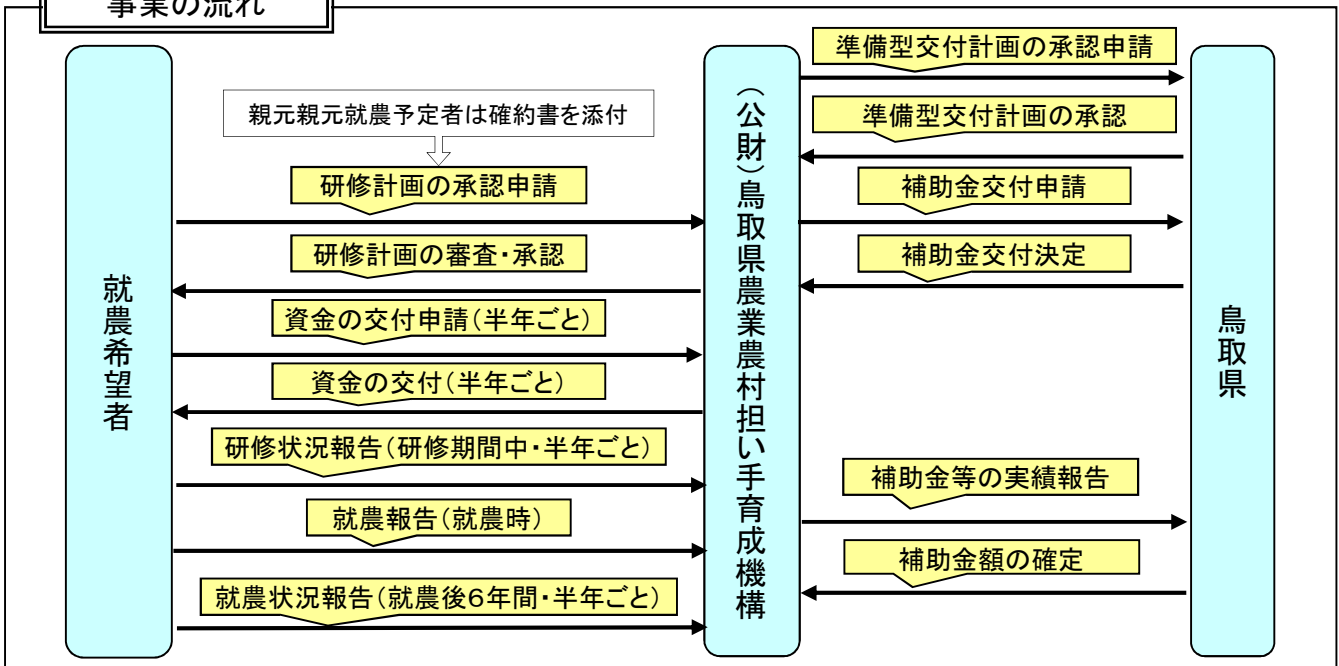
支援内容及び補助率

【支援内容】 研修期間中(最長2年間)に150万円/年の農業次世代人材投資資金を交付する。
※国内での2年の研修に加え、必要と認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長
 【補助率】 定額(国10/10)

注意事項等

- ・ 資金の交付を受けるためには、研修計画を作成し、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・ 研修期間中及び研修終了後6年間、半年ごとに研修状況報告書及び就農状況に係る報告書を(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構に提出していただきます。
- ・ ①研修終了後1年以内に就農しなかった場合、②交付期間の1.5倍(最低2年)以上営農を継続しなかった場合、③親元就農者が就農から5年以内に経営継承しなかった場合、④独立・自営就農者が就農から5年以内に認定新規就農者等にならなかった場合には、資金の全額を返還していただきます。
- ・ また、適切な研修を行っていない場合、上記の報告を行わなかった場合、虚偽の申請を行った場合についても、資金を返還していただきます。
- ・ その他、要件等の詳細については、お問い合わせください。

事業の流れ



| 担当部所 | 所 属 | 電 話 |
|------|-------------------------|------------------------|
| 担当部所 | (公財)鳥取県農業農村担い手育成機構 鳥取本部 | 0857-26-8349 |
| | " 米子本部 | 0859-31-9644 |
| | 農林水産部 経営支援課 | - 11 - 0857-26-7261 |

新規就農者総合支援事業 【農業次世代人材投資事業(経営開始型)】

事業の目的

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の大幅な増大を図るため、次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する。

対象者

原則45歳未満で独立・自営就農した者であり、市町村の「人・農地プラン」に位置づけられている又は位置づけられることが確実な者あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けている者。

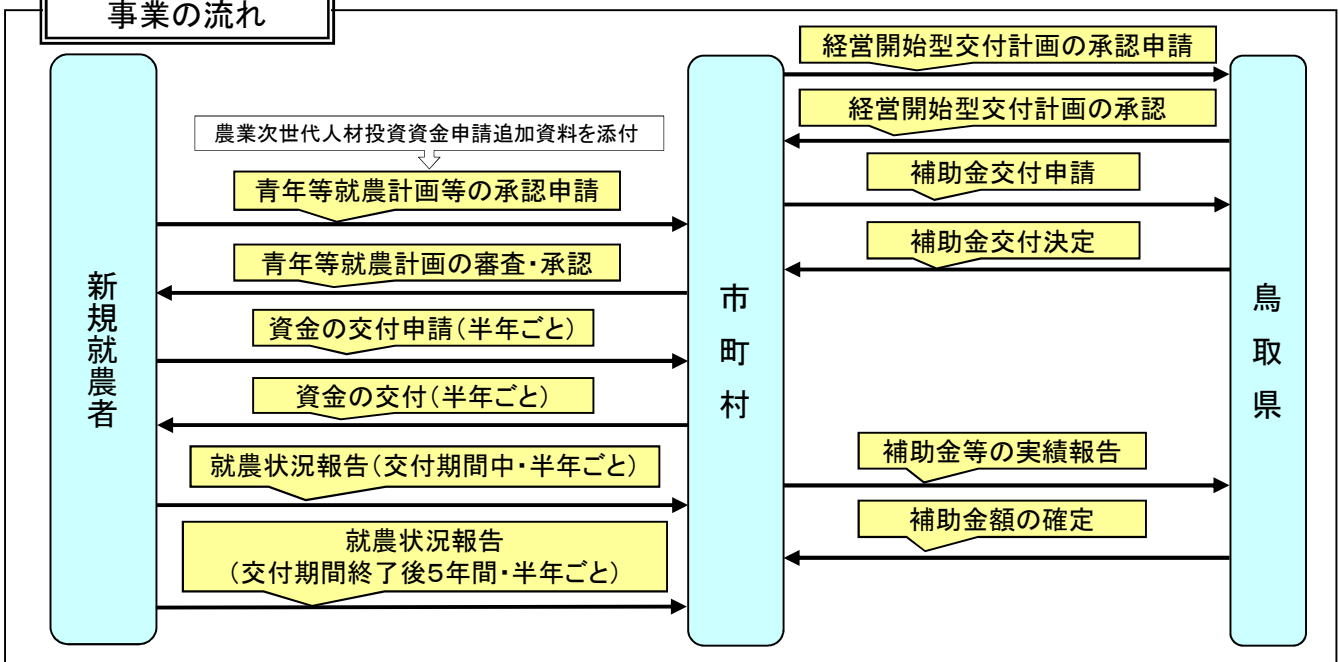
支援内容及び補助率

【支援内容】独立・自営就農後(最長5年間)に150万円/年の農業次世代人材投資資金を交付する。
【補助率】定額(国10/10)

注意事項等

- ・ 資金の交付を受けるためには、青年等就農計画等を作成し、市町村の審査を経て、承認を受ける必要があります。
- ・ 交付期間中及び交付期間終了後5年間、半年ごとに就農状況に係る報告書を市町村に提出していただきます。
- ・ ①上記の報告を行わなかった場合、②適切な就農を行っていない場合、③虚偽の申請を行った場合、④農地の過半を親族から貸借して経営を行っている者が交付期間中に農地の所有権を移転しなかった場合には、資金を全額返還していただきます。
- ・ また、交付終了後に交付期間と同じ期間、営農を継続しない場合は、営農を継続していない期間分の資金を返還していただきます。
- ・ 前年の総所得(資金を除く)が100万円以上となった場合は、所得金額に応じて交付額を減額します。また、前年の総所得(資金を除く)が350万円以上となった場合は、交付停止となります。
- ・ その他、要件等の詳細については、お問い合わせください。

事業の流れ



| | 所 属 | 電 話 | 所 属 | 電 話 |
|------------------|--------------|--------------|------------------|--------------|
| 担 当 部 所 | 農林水産部経営支援課 | 0857-26-7261 | 中部総合事務所農林局農業振興課 | 0858-23-3165 |
| | 東部農林事務所農業振興課 | 0857-20-3554 | 西部総合事務所農林局農林業振興課 | 0859-31-9653 |
| | 八頭事務所 | 0858-72-3816 | 日野振興センター日野振興局 | 0859-72-2003 |
| | 農林業振興課農業振興室 | | 農林業振興課農業振興室 | |

新規就農者総合支援事業 【就農応援交付金】

事業の目的

新規就農者の経営が早期に安定し、これらの者が本県の農業の担い手として定着することを目的として交付する。

対象者

認定新規就農者

支援の内容

就農初期の運転資金、基盤整備費及び生活費等に活用可能な、使途の定めのない交付金を交付。

補助金額・補助率

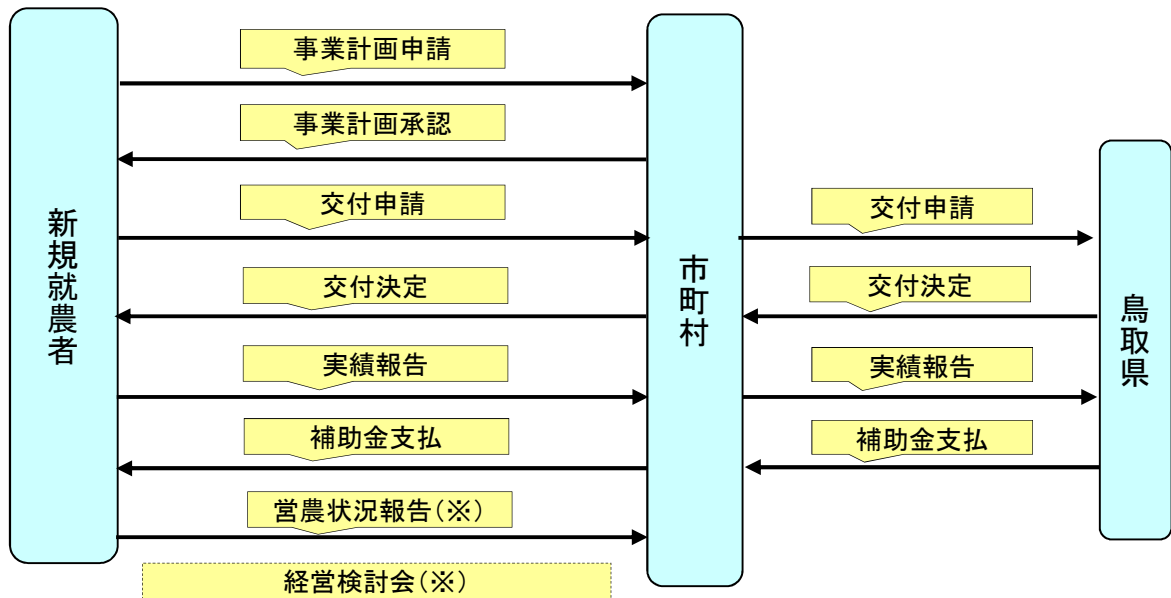
【補助率】 10/10（県：2/3、市町村：1/3）

【助成期間】 最大3年間（1年目：100,000円/月、2年目：65,000円/月、3年目：40,000円/月）

注意事項等

- ・ 交付金の交付を受けるためには、青年等就農計画に年次別経営計画等を添付したものの（事業計画）を作成して市町村の承認を受ける必要があります。
- ・ 就農後5年間、毎年、営農状況報告を市町村に提出していただきます。
- ・ 離農時に交付金の前払いを受けている場合は、離農した月以降の交付金を返還していただきます。
- ・ 農業次世代人材投資資金（経営開始型）を交付される方、農の雇用事業（国版・県版）を活用中の方は対象外です。
- ・ この交付金は市町村の予算措置が必要となりますので、事前にご相談ください。

事業の流れ



※ 就農後5年間報告し、関係機関で構成する経営検討会を開催して、計画の達成に向けて支援します。

| 担当部所 | 所 属 | 電 話 | 所 属 | 電 話 |
|------|----------------------|--------------|------------------------------|--------------|
| | 農林水産部経営支援課 | 0857-26-7261 | 中部総合事務所農林局農業振興課 | 0858-23-3165 |
| | 東部農林事務所農業振興課 | 0857-20-3554 | 西部総合事務所農林局農林業振興課 | 0859-31-9653 |
| | 八頭事務所 農林業振興課農業振興室 | 0858-72-3816 | 日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室 | 0859-72-2003 |

新規就農者総合支援事業 【親元就農促進支援交付金】

事業の目的

認定農業者等、本県の地域農業の担い手として位置づけられる農業経営体の親族の当該経営体への就農を促進し、農業経営の継続的な発展と地域農業の担い手としての定着を図ることを目的として交付する。

対象者

認定農業者等

支援の内容

認定農業者等が、将来経営を移譲する予定の3親等以内の親族に対し、栽培技術や経営ノウハウ等の研修を実施する場合に支援する。

補助金額・補助率

【補助率】 10/10 (県:2/3、市町村:1/3) 【助成期間】 最大2年間(10万円/月)

主な要件

【対象者(農業経営主)の主な要件】

次のいずれかに該当すること。

- ① 認定農業者
- ② 市町村の「人・農地プラン」に地域の中心経営体として位置づけられている者(5年以上の農業経験を有する者に限る)
- ③ 地域農業の担い手として支援することが適当であると市町村長が認める者

【研修生(親元就農者)の主な要件】

- ・対象者(農業経営主)の3親等以内の親族(配偶者及び兄弟姉妹を除く)で、将来その経営を継承する予定の者であること。
- ・申請時の年齢が55歳未満であること。
- ・研修開始後5年以内に農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定を受ける予定の者。

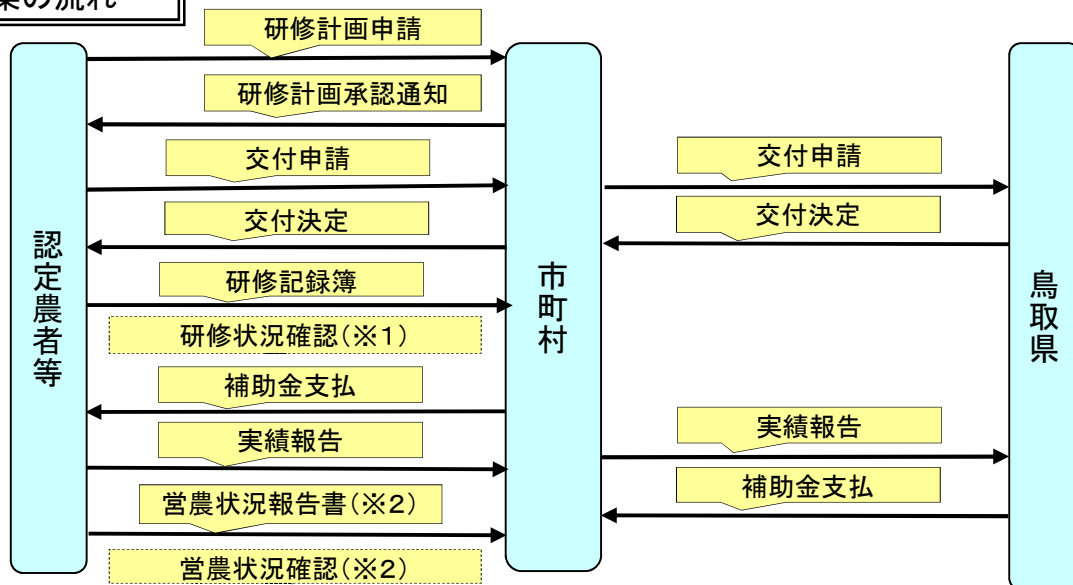
【その他】

- ・農業経営主と親元就農者との間で、次に掲げる事項を規定した家族経営協定等が締結されていること。
- ① 経営継承の時期、② 経営継承に向けた研修の実施、③ 青色専従者給与等の支払い、④ 後継者の役割
- ・研修計画に基づき、年間150日以上かつ年間1200時間以上研修を実施すること。
- ・親元就農してから1年以内に研修計画の申請を行うこと。

※適切な研修を行っていない場合や、研修終了後に交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、親元就農者が営農を継続しない場合は、全額を返還していただきます。

※この交付金は市町村の予算措置が必要となりますので、事前にご相談ください。

事業の流れ



※1: 研修期間中、半年ごとに関係機関で面談等により研修状況を確認。

※2: 研修終了後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、半年毎に営農状況を確認。

| | 所 属 | 電 話 | 所 属 | 電 話 |
|------------------|----------------------|--------------|------------------------------|--------------|
| 担 当 部 所 | 農林水産部経営支援課 | 0857-26-7261 | 中部総合事務所農林局農業振興課 | 0858-23-3165 |
| | 東部農林事務所農業振興課 | 0857-20-3554 | 西部総合事務所農林局農林業振興課 | 0859-31-9653 |
| | 八頭事務所 農林業振興課農業振興室 | 0858-72-3816 | 日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室 | 0859-72-2003 |

鳥取県版農の雇用支援事業

【新規就業者早期育成支援事業】

事業の目的

規模拡大、新部門導入等のための新たな雇用を行われる農業法人、農業者等の農業経営体に対し、新規就業者の早期育成を支援する。

対象者

農業法人等

支援の内容

新しく雇用した従業員への研修経費、指導者の研修経費を助成

補助金額・補助率

【補助率】 10/10

【補助上限額】

1年目：153,100円/月、指導者研修費 36,000円/年、住居通勤手当支援 33,000円/月

2年目：97,000円/月、指導者研修費 36,000円/年、住居通勤手当支援 33,000円/月

3年目：50,000円/月、住居通勤手当支援 33,000円/月

【助成期間】 最大3年間(ただし3年目は新規就業者1名あたり300万円所得向上する計画を作成)

主な要件

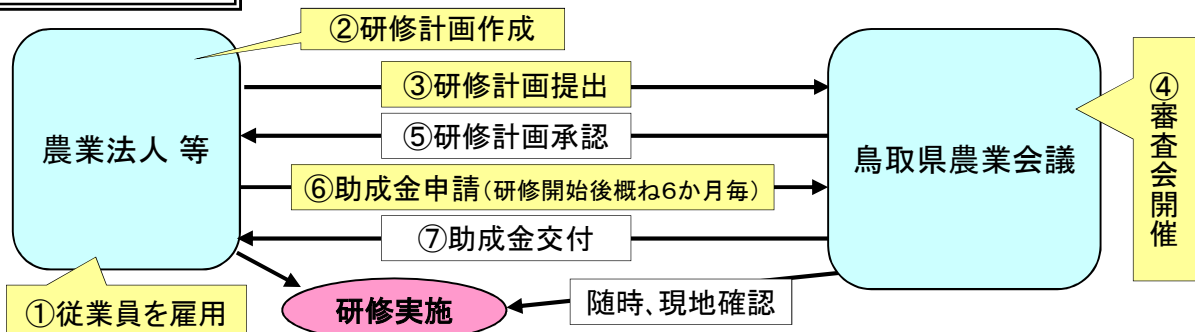
【受入する農業法人等の主な要件】

- ◆ 通年の研修が可能で、研修終了後も継続雇用が可能な経営内容であること(経営計画を提出)。
- ◆ 新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険に加入すること。
- ◆ 税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出していること。
- ◆ 新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること。
- ◆ 雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。
- ◆ 青年就農給付金、就農応援交付金を受給中の経営体でないこと。

【新たな従業員の主な要件】

- ◆ 正社員として雇用され、就業している者。
- ◆ 正社員採用時の年齢が65歳未満であること。
- ◆ 経営主と3親等以内でないこと(ただし雇用保険に加入できる場合を除く)。
- ◆ 過去の農業従事期間等が5年未満であること(アルバイト、研修等を含む)他作目での就業等は要相談。
- ◆ 県内在住者(予定を含む)であること。
- ◆ 過去に本事業に採択されていないこと。

事業の流れ



| 担当部所 | 所 属 | 電 話 |
|------|-----------------------|--------------|
| | (一社)鳥取県農業会議 | 0857-26-8371 |
| | 農林水産部 経営支援課 | 0857-26-7261 |
| | 東部農林事務所農業振興課 | 0857-20-3554 |
| | 〃 八頭事務所農林業振興課 | 0858-72-3816 |
| | 中部総合事務所農業振興課 | 0858-23-3165 |
| | 西部総合事務所農林局農林業振興課 | 0859-31-9653 |
| | 〃 日野振興局日野振興センター農林業振興課 | 0859-72-2003 |

鳥取県版農の雇用支援事業 【県産農林水産物加工業者雇用支援事業】

事業の目的

県産農林水産物を使用した加工食品の新たな開発や生産規模の拡大等を検討されている食品加工業者に対し、新規就業者の早期育成のための研修経費等を助成する。

対象者

食品加工業者

支援の内容

新しく雇用した従業員への研修経費を助成

補助金額・補助率

【補助率】 10/10

【助成期間】 最大1年間

【補助上限人数】 3名

【補助上限額】

①新規就業者への研修実施に対する助成 最大152,000円/月

②新規就業者に支払う手当等に対する助成 最大 33,000円/月

主な要件

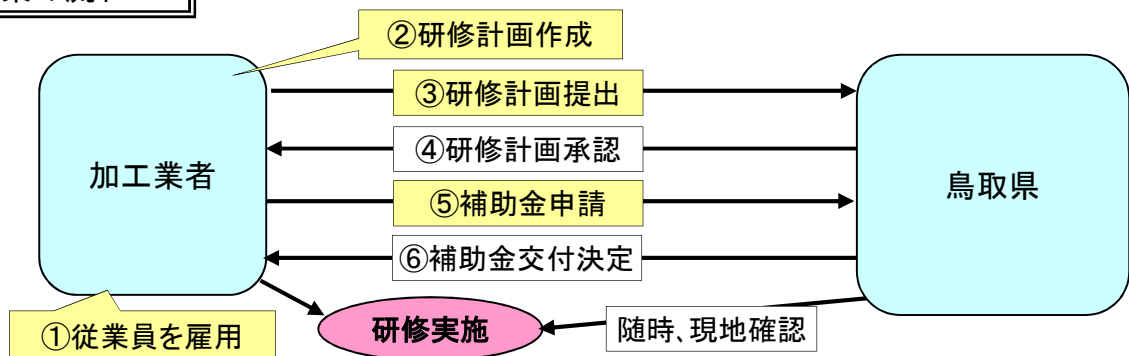
【受入する食品加工業者の主な要件】

- ・新規就業者（県内在住又は在住予定者に限る）と期間の定めのない雇用契約を締結して正規雇用し、雇用保険、労働者災害補償保険等（法人の場合は厚生年金、健康保険）に加入していること。
- ・税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出している又は新たに提出すること。
- ・雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。
- ・規模拡大等に伴う人材確保により正規雇用が純増であること。
- ・社内に新規就業者に対して十分な指導を行うことのできる指導者を確保できること。
- ・新規就業者が製造等の研修を行う農林水産物の加工食品が、①～③のいずれかに該当すること。
（鳥取県ふるさと認証食品と同様の要件）
 - ①原材料に鳥取県産の農林水産物を用いている加工食品
 - ②地域に古くから伝わる伝統的な製造方法を用いて作られている加工食品
 - ③鳥取県独自の新技术を用いて作られている加工食品

【新たな従業員の主な要件】

- ・就業意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就業する意思がある県内在住又は在住予定者とする。
- ・新たに食品加工業者に採用する者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。
- ・就業に必要な健康状態であること。
- ・過去の就業期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。過去の就業期間が短い等とは、食品加工業者での就業経験が無い、食品加工業者で就業していたが食品加工に関する十分な技術・知識を習得していない、違う分野の食品加工業者で就業していた等により、就業にあたり研修実施が必要である者とする。
- ・正社員採用時の年齢が65歳未満であること。

事業の流れ



鳥取県版農の雇用支援事業 【農林水産コラボ研修支援事業】

事業の目的

雇用受け皿拡大と地域産業維持のため、農業で通年雇用が困難な場合、他産業と連携して新規就業者のOJT研修(出向研修含む)等を行う事業に助成する。

対象者

農業法人等の経営体、食品加工業者等

支援の内容

新しく雇用した従業員への研修経費を助成

補助金額・補助率

【補助率】 10/10

【補助上限額】 1年目: 153,100円/月、住居通勤手当支援 33,000円/月

2年目: 100,000円/月、住居通勤手当支援 33,000円/月

主な要件

【受入する対象者の主な要件】

以下研修実施主体の要件を満たし他産業と連携に際し、出向契約を締結するなど、研修生の雇用を保障すること。
(農林水産業分野以外の研修期間は助成の対象外)

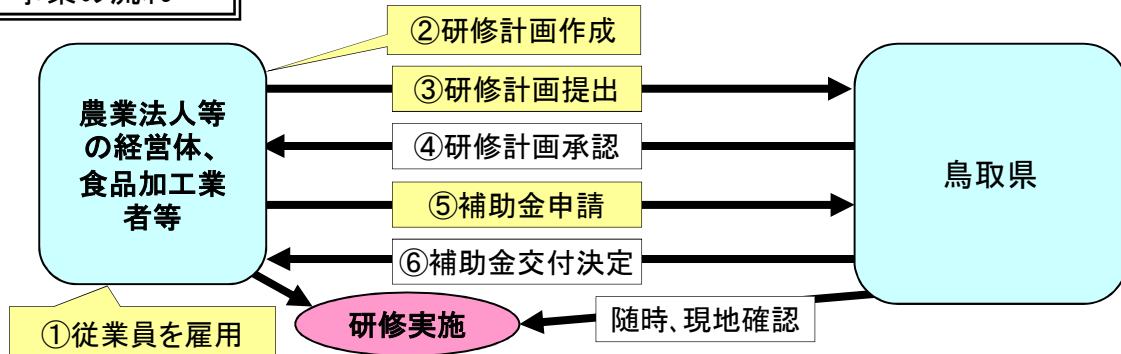
- ◆通年の雇用が可能で、研修終了後も継続雇用が可能な経営内容であること。
- ◆新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険(法人の場合は厚生年金、健康保険)に加入すること。
- ◆税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出していること。
- ◆新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること。
- ◆雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと。
- ◆食品加工業者の場合、新規就業者が製造等の研修を行う加工食品が、鳥取県ふるさと認証食品と同様の要件を満たすこと。

【新たな従業員の主な要件】

本事業の対象となる研修生は、次の要件をすべて満たす者とする。

- ◆就業意欲を有し、本事業での研修修了後も継続して就業する意思がある県内在住又は在住予定者とする。
- ◆新たに農業法人等、食品加工業者等に採用する者又は知事が別に定める期間に採用された者であること。
- ◆就業に必要な健康状態であること。
- ◆過去の就業期間が短い等により本研修を受けることが必要と認められる者であること。過去の就業期間が短い等とは、農業、食品加工業者での就業経験が無い、食品加工業者で就業していたが食品加工に関する十分な技術・知識を習得していない、違う分野の農業法人等・食品加工業者等で就業していた等により、就業にあたり研修実施が必要である者とする。
- ◆正社員採用時の年齢が65歳未満であること。

事業の流れ



| 担当部所 | 所 属 | 電 話 | 所 属 | 電 話 |
|------|----------------------|--------------|------------------------------|--------------|
| | 農林水産部経営支援課 | 0857-26-7261 | 中部総合事務所農林局農業振興課 | 0858-23-3165 |
| | 東部農林事務所農業振興課 | 0857-20-3554 | 西部総合事務所農林局農林業振興課 | 0859-31-9653 |
| | 八頭事務所 農林業振興課農業振興室 | 0858-72-3816 | 日野振興センター日野振興局 農林業振興課農業振興室 | 0859-72-2003 |

みんなでやらいや農業支援事業(がんばる農家プラン事業)

事業の目的

意欲的な農業者等が行う規模拡大や低コスト化などの経営改善に向けた取り組みを支援する。

対象者

農業者、農業を営む法人、任意組織(構成員が10名以下)



支援の内容

農業者等が作成したプラン(営農計画)の達成のために行う取り組みに必要な経費を支援する。

※研修会開催、先進地視察などに必要な経費(ソフト)

※生産拡大などに必要な施設、機械整備の経費(ハード)

※農業(畜産含む)、特用林産物に関する経費を対象とし、水産の生産経費は対象外。

補助金額・補助率

【補助率】事業費の1/2を補助する。(県1/3、市町村1/6)

【単年度補助上限額】 農業者(個人) 3,000千円 農業を営む法人7,000千円

任意組織(構成員が10名以下)7,000千円

※新たに雇用し、かつ、継続雇用が見込める場合:県補助率1/2、上記単年度補助上限額×3/2

主な要件

○プランの内容(以下のいずれかに該当するもの)

・認定農業者の取組であること

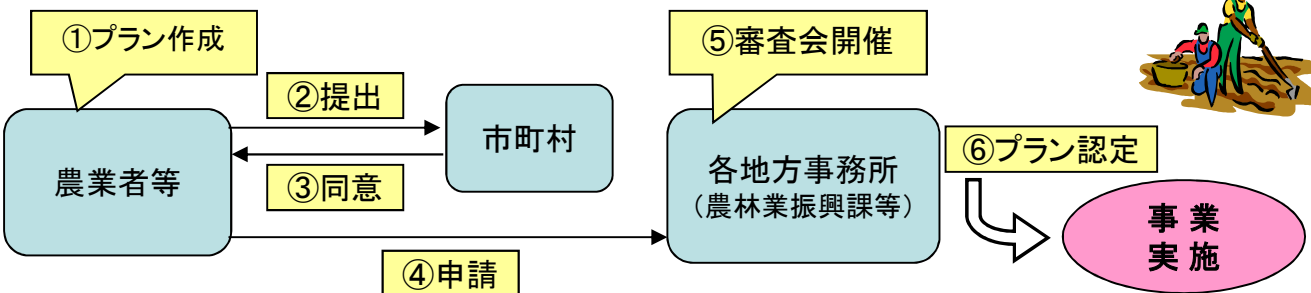
・社会福祉事業を行う法人の場合は、賃金を含む農業関係所得相当額が基本構想の所得並であること

・雇用増につながる取組であること

・省エネルギー対策に係る取組であること(主業農家の取り組みであり、エネルギー消費量10%以上の削減)

※他の補助事業で対応できるものは除きます。

事業の流れ



担当部所 電話番号

| 区分 | 所 属 | 電 話 |
|----------------|---------------------------------|--------------|
| 農産 林産 畜産 | 農林水産部農業振興戦略監とっとり農業戦略課 | 0857-26-7589 |
| | 農林水産部東部農林事務所農業振興課 | 0857-20-3580 |
| | 農林水産部東部農林事務所八頭事務所農林業振興課農業振興室 | 0858-72-3816 |
| | 中部総合事務所農林局農業振興課 | 0858-23-3166 |
| | 西部総合事務所農林局農林業振興課 | 0859-31-9643 |
| | 西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課農業振興室 | 0859-72-2006 |

農業者経営力養成支援事業

①とっとり農ビジネス研修

事業の目的

中小企業診断士等経営コンサルタントの専門家を講師とする研修を実施し、農業経営の発展強化・拡大を目指す農業経営者を対象に(ビジネス)事業者としてのその経営力の向上を支援する。

研修対象者

農業経営の発展強化・拡大を目指す農業経営者等
※農業を営む法人の構成員も対象とする。新規就農者は原則対象外。

研修内容

・経営者の心得 ・流通と生産管理 ・6次産業化 ・販路開拓とIT活用 ・財務管理
・事業計画 ・人材育成、人事労務管理 など

研修の概要(予定)

【開催時期等】 7～1月頃、11日間(3回程度/月)
【募集人数】 20名程度

②食の6次産業化プロデューサー育成講座(食Pro. 講座)

事業の目的

経営発展を図るための一つの視点として6次産業化を取り上げ、経営発展のための具体的な取り組みへのキッカケとしていただく。

研修対象者

6次産業化を経営に取り入れようとする農業経営者等
※実業高校生や農大生・研修生等を含む。

研修内容

食の6次産業化プロデューサーのレベル1及び2の認定に必要な講義、演習および事例研究等

研修の概要(予定)

【開催時期等】 7～10月、12日間(3回程度/月)
【募集人数】 20名程度

担当部所

電話番号

所 属

電 話

農林水産部農業大学学校教育研修課

0858-45-2411

農業法人設立・経営力向上支援事業

事業の目的・内容

農家戸数の減少や後継者不足、従事者の高齢化等の急速な進行に対応し、農業経営の安定・発展をめざす個別の経営体や集落営農組織の法人化を加速し、法人化後の経営安定に対して支援することにより、持続的な農業経営を育成し、地域農業の維持発展を図る。

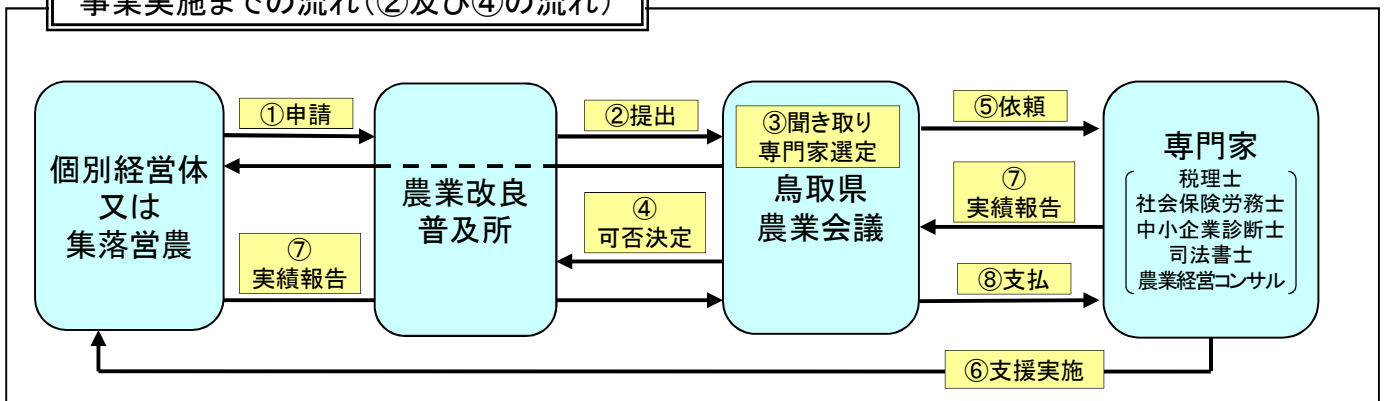
事業の概要

| 区分 | 実施主体 | 支援内容 |
|---------------------------------|------------------|---|
| ①法人設立研修事業 | 鳥取県農業会議 | 法人化を目指す法人化を目指す認定農業者、人・農地プランの中心経営体に位置づけられた農業者(以下「農業者」という。)及び集落営農組織に対して、法人設立に関する基礎知識の研修を実施する。 |
| ②法人設立時のスペシャリスト派遣 〔設立後1年程度まで〕 | 鳥取県農業会議 | 法人化を目指す農業者及び集落営農組織等に対して経営の実態に応じて法人設立から設立後初期段階までの助言を行う税理士等の専門家を派遣する。 |
| ③法人設立への助成 | 鳥取県農業会議 又は市町村 | 個別経営体※又は集落営農組織が法人化する場合に、定款作成及び登記等の費用として、定額40万円を助成する。 集落営農組織の法人化の前提となる組織化に対しては、定額の20万円を助成する。※個別経営体の法人化のみ鳥取県農業会議から助成、その他は市町村 |
| ④法人設立後フォローアップ | 鳥取県農業会議 | 法人設立後3年までの法人に対するサポートとして特に困難とされる税務申告等の疑問点に関する相談窓口を新たに設置する。 |
| ⑤法人経営安定化への支援 | 鳥取県農業会議 | 経営の改革、発展を目指す法人の組織運営や経営の改善について、会計士等の専門家による相談・助言やコンサルティングを実施する。 |
| ⑥スペシャリスト等を対象とした農業関係研修会開催 | 鳥取県農業会議 | 農業法人にアドバイスができる人材の養成、確保につなげるための税理士等専門家への農業施策や農業経営に関する研修を実施する。 |
| ⑦法人化や法人の経営安定等に関する相談窓口の設置 | 鳥取県農業会議 | 農業経営の法人化を目指す農業者及び集落営農組織等の相談に対応するための窓口を設置し、アドバイザーによる相談活動を実施する。 |

事業の要件

②又は③(個別経営体の法人化に限る)の支援を受ける場合、①の研修を受講することが申請の要件となる。

事業実施までの流れ(②及び④の流れ)



| 担当部所 | 所 属 | 電 話 |
|------|--------------------|--------------|
| | 鳥取県農業会議 | 0857-26-8371 |
| | 農林水産部経営支援課 | 0857-26-7276 |
| | 各農業改良普及所、各市町村農業委員会 | |

経営体育成支援事業

事業の目的

適切な人・農地プランを作成した地域の中心経営体・農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者等が行う農業用施設・機械等の整備、農地条件等の不利な地域で意欲のある集落営農組織、農業生産法人等が行う共同利用施設・機械等の整備に係る経費を助成し、担い手、集落営農組織等の経営発展を支援する。

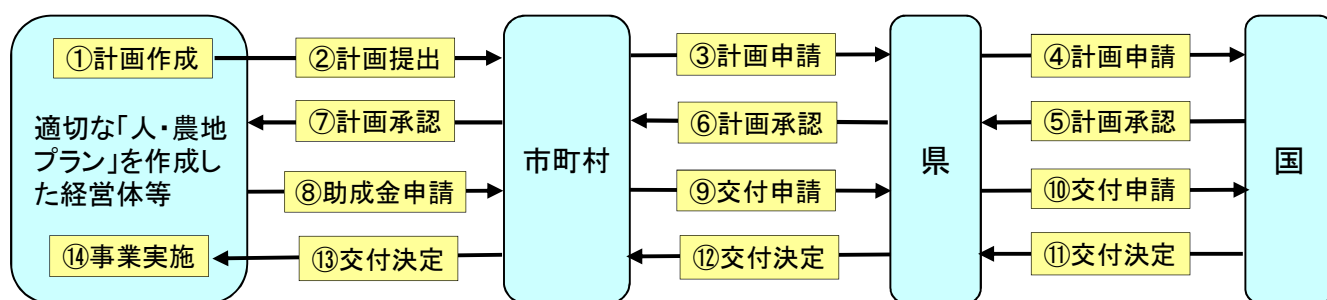
事業の概要

| 区分 | 事業実施主体 | 内容 | 補助対象 |
|-------------|--|--|--------------------------|
| 融資主体型補助事業 | ・適切な人・農地プランに位置付けられた中心経営体等 ・農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けた者 | 金融機関から融資を受けて、農産物の生産、加工、流通等のための施設・機械等を整備する場合の融資残額に対して助成する。 【補助率】 3/10又は融資額のいずれか低い額(上限3,000千円) | 農業用機械施設等の導入 |
| 条件不利地域型補助事業 | ・農業生産法人 ・集落営農組織等 | 農地条件等が不利な地域で経営発展を目指す経営体の共同利用施設、機械等を助成する。 【補助率】 1/2又は1/3(上限40,000千円) | ・農業用機械施設等の導入 ・簡易な基盤整備 |
| 追加的信用供与補助事業 | 県農業信用基金協会 | 融資主体型補助事業の事業実施主体への融資に対して無担保・無保証人の債務保証を行う県農業信用基金協会の保証債務の弁済、求償権の償却の費用を補てんするための経費を助成する。 | |

主な要件

- ①「経営体育成支援計画」を作成していること
- ②適切な「人・農地プラン」を作成していること又は農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けていること(融資主体型補助事業)

事業実施までの流れ



| 担当部所 | 所 属 | 電 話 |
|------|-------------------------|--------------|
| | 農林水産部経営支援課 | 0857-26-7258 |
| | 東部農林事務所農業振興課 | 0857-20-3554 |
| | 八頭事務所 農林業振興課農業振興室 | 0858-72-3809 |
| | 中部総合事務所農林局農業振興課 | 0858-23-3165 |
| | 西部総合事務所農林局農林業振興課 | 0859-31-9653 |
| | 日野振興センター 農林業振興課農業振興室 | 0859-72-2006 |